
彦根城博物館施設適正管理計画



2020年（令和2年）3月

彦根市教育委員会

彦根城博物館施設適正管理計画

-目次-

第1章 適正管理計画の位置づけ	1
1. 背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象施設.....	2
第2章 施設の目指すべき姿	3
1. 施設の位置づけ.....	3
2. 上位計画および関連計画.....	5
第3章 施設の現況と課題	8
1. 対象施設の状況.....	8
2. 事業の実施状況.....	11
3. 利用者の状況.....	13
4. コストの状況.....	18
5. 管理・運営状況.....	19
6. 近年の劣化状況の把握.....	21
7. 各種劣化状況調査結果.....	26
8. 管理者等ヒアリング結果.....	35
9. 現状のまとめ.....	37
第4章 適正管理および施設整備の基本的な方針	43
1. 適正管理に向けた方針.....	43
2. 施設整備に関する基本的な考え方.....	46
第5章 長寿命化実施計画	47
1. 使用目標年数の考え方.....	47
2. 長期保全計画.....	47
3. 短期保全計画（10年間）.....	57
4. 計画の更新.....	57
第6章 計画の継続的運用方針等	58
1. 情報基盤の整備と活用.....	58
2. 推進体制等の整備.....	58
3. 財源の確保.....	58
4. フォローアップ.....	58

第1章 適正管理計画の位置づけ

1. 背景と目的

近年においては公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、今後、人口減少や少子高齢化等により、公共施設の利用需要が変化していく事が予想されると同時に、税収の減少や社会保障関連経費等の増加が見込まれることから財政状況はますます厳しいものと予想されます。

このような状況の中で、本市においては、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく取組みを踏まえ、彦根市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）（以下、「総合管理計画」という。）に基づき、限られた財源の中で、施設を安全・安心に利用できるよう、また、適正な規模や配置等により、市民サービスの維持・向上が図れるよう取組みを進めているところです。

総合管理計画では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を定めており、個別の施設については、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別施設計画を策定することとしています。

これらの背景を踏まえ、対象施設に係る今後の管理、運営のあり方を検討し、より効率的に活用していくための方針を示すため、「彦根城博物館施設適正管理計画」を策定します。

彦根城博物館施設適正管理計画（以下、「本計画」という。）は、前述の総合管理計画に基づき、彦根城博物館を対象として、現地調査等を踏まえて現状の評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度等を勘案しつつ、今後の維持保全の方向性を検討し、部位別の優先順位を考え、整備内容、時期、費用等の具体的な計画を策定することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、総合管理計画に基づく施設類型ごとの個別計画として位置づけられます。

総合管理計画では、基本方針として、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化や効率的かつ効果的な運営などの方向性を示しています。

本計画では、これらの基本方針を踏まえながら、施設のあり方に関するより具体的な方向性を示すものです。

図 計画の位置づけ



3. 計画の期間

総合管理計画では、今後 30 年間を見通した中で、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、10 年を単位に計画期間を設定しています。これを踏まえ、本計画においても今後 30 年間を見通しつつ、2020（令和 2）年度から 2029（令和 11）年度までの 10 年間の計画期間とします。

計画期間 : 2020（令和 2）年度～2029（令和 11）年度の 10 年間
--

4. 計画の対象施設

本計画の対象施設は、社会教育施設として所有している施設のうち、「彦根城博物館」（以下、「本施設」という。）とします。

表 対象施設

項目	内容
位置	彦根市金亀町 1 番 1 号
名称	彦根城博物館
建物の概要	昭和62年 2 月 11 日 開館 文化財保護法第53条に規定のある公開承認施設* 敷地面積 16,827.18㎡ 延床面積 4,863.30㎡ <建物の内訳> ①本棟 鉄筋コンクリート造平屋建 一部 2 階 4,015.75㎡ ②木造棟 木造平屋建 一部 2 階 693.44㎡ ③能舞台 木造平屋建 154.11㎡ ④その他 庭園 2,590.00㎡

*公開承認施設

博物館や美術館などの国宝・重要文化財の所有者（管理団体を含む）以外の者が、当該文化財を公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要とされていますが、文化財の公開活用の観点から、文化財の公開に適した施設として、あらかじめ文化庁長官の承認を受けた場合、公開後の届出で足りることとされています。（文化財保護法第53条） この承認を受けた施設を「公開承認施設」と呼んでいます。

出典：文化庁HPより http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shoninshisetsu/

第2章 施設の目指すべき姿

1. 施設の位置づけ

本施設は、博物館法の規定に基づく博物館です。同法において博物館とは、博物館資料の収集保管、調査研究、展示、学校などの教育機関への協力といった事業に取り組む施設と定められています。

当博物館には、彦根藩主であった井伊家伝来の美術工芸品や古文書約 45,000 点をはじめ、江戸時代を中心とした、彦根地域や彦根藩関係の資料約 91,000 点を収蔵しています。これらの資料は、彦根地域の歴史・文化に加えて、江戸時代の社会の様子を知ることができる貴重なものです。

博物館の機能を充実させ、資料に基づき解明した彦根地域や彦根藩の歴史・文化の内容をその価値とあわせて広く発信するとともに、これらの資料を後世に継承していくことが重要な責務であり、その責務を確実に担っていくことを目指します。

以下に、関連する法令を抜粋し、施設の位置づけを明記します。

○法制度上の位置付け

教育基本法—社会教育法—博物館法

■教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日 法律第 120 号）

（前文）我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（社会教育）

第 12 条第 2 項 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

■社会教育法（昭和 24 年 06 月 10 日 法律第 207 号）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（図書館及び博物館）

第 9 条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

■博物館法（昭和 26 年 12 月 01 日 法律第 285 号）

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、社会教育法に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 29 条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

（所管）

第 19 条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例に定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあっては、当該地方公共団体の長。第 21 条において同じ。）の所管に属する。

2. 上位計画および関連計画

ここでは、本施設における上位・関連計画における施設の位置づけや取り組みの方向性について整理します。

1) 上位計画

(1) 彦根市総合計画

本市の最上位計画である彦根市総合計画（後期基本計画）では、文化財の保存と活用に関する施策として、歴史的建造物をはじめとする指定文化財や未指定文化財、古文書等の保存や普及・活用に関する取組方針を示しており、文化財の保存修理や保存整備の他、廃棄や散逸を防止し、観光資源としての付加価値の創出といった取組項目が位置づけられています。

彦根市総合計画（後期基本計画）

第2章 文化・文化財 >2-3 文化財の保存と活用 >【2-3-1 文化財の保存と活用】 ※抜粋

1. 文化財の保存（文化財課、彦根城博物館、彦根城世界遺産登録推進課、都市計画課）

- 歴史的建造物をはじめとする指定文化財の保存修理を進めます。
- 歴史的建造物や佐和山城跡など未指定文化財の調査を進め、指定文化財を拡充します。
- 史跡荒神山古墳の保存整備に努めます。
- 開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査と遺跡の保護に努めます。
- 古文書等の調査を進め、散逸を防ぎます。
- 伝統的建造物群保存地区の決定など、城下町と宿場町のまちなみ整備に努めます。
- 市指定文化財旧井伊神社社殿の保存整備に努めます。
- 彦根藩井伊家文書などの修理を継続するとともに、貴重な文化財を数多く収蔵している彦根城博物館の計画的な整備や改修を進めます。
- 彦根城の世界遺産登録に向けた取組を推進します。
- 県内の歴史を総合的に展示・紹介する（仮称）県立歴史博物館を彦根市へ設置するよう県に強く要望していきます。

3. 文化財の普及と活用（文化財課、彦根城博物館）

- 文化財への理解と認識を深めるため探索ウォークや出前講座などを開催するとともに、メディアを活用した啓発、わかりやすい文化財の解説シートの配布及び文化財説明板の設置に努めます。
- 歴史的建造物や史跡など指定文化財の公開と活用に努めます。
- 伝統芸能の保存と継承を支援するとともに、文化財ボランティアの育成を図ります。
- 資料調査を進め、彦根城博物館や開国記念館の展示の充実を図ります。
- 伝統芸能の公演などにより彦根城博物館能舞台等の活用に努めます。
- インターネット情報の国内外への発信に努めます。

(2) 彦根市公共施設等総合管理計画

総合管理計画では、基本目標として、安全・安心な施設の維持管理、長寿命化の推進、管理運営の最適化の3つの柱を掲げています。また、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針として、下記の内容を掲げています。

【施設類型ごとの管理に関する基本的な方針】

② 社会教育系施設

- ・利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- ・老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
- ・利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

2) 関連計画

(1) 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略

彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、観光振興に関連する施策として、「観光・文化・スポーツの振興による地域活性化策の強化」を掲げています。また、観光施設等に関連する取組みとして、「施設の利用者が快適に過ごすことのできるトイレの整備」、「景観・まちなみや歴史まちづくりの推進及び伝統的建造物群の保存対策」などを示しています。

(2) 彦根市観光振興計画

彦根市観光振興計画では、「21世紀型城下町・彦根のまちづくり」など、4つの基本方針をもとに、観光振興に関する基本施策を掲げています。このうち、観光施設に関連するものとして、文化財の新しい活用のあり方の研究、トイレの充実・洋式化、SNS、口コミサイトの戦略的活用、メディアの効果的活用などの取組みが位置づけられています。

(3) 彦根市歴史的風致地区維持向上計画

彦根市歴史的風致地区維持向上計画（第2期）では、「文化財の保存又は活用に関する事項」の中で、貴重な資料の適切な保存と調査研究への取組みや、彦根城博物館については、施設に応じた展示収蔵の機能を充実展示させるとともに、必要に応じて施設整備の実施を示しています。

彦根市では、彦根城博物館を教育委員会で所管しているものの、文化財課や彦根城管理事務所、歴史民俗資料館、彦根城世界遺産登録推進室は、市長直轄組織として管理運営を行っています。

(4) 彦根市都市計画マスタープラン

彦根市都市計画マスタープランでは、観光施設等に関連する内容として、彦根城下町地区における歴史的な景観の保全に向けた取組みの推進や、駐車場と彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行の検討等について位置づけられています。

(5) 彦根市都市交通マスタープラン

彦根市都市交通マスタープランでは、今後取り組む重点戦略として、観光駐車場（桜場、二の丸、大手前、文化財保存用地）の城外への移設、歴史的なまちなみの一角におけるレンタサイクル基地や駐輪場の設置、観光バス駐車場と観光拠点の機能強化などの取組みが位置づけられています。

(6) 彦根市立地適正化計画

彦根市立地適正化計画では、都市づくりの方針に基づいて取り組む施策を「都市機能誘導」、「居住誘導」、「公共交通」の分野ごとに示しています。観光施設等に関連する施策として、観光バス駐車場と観光拠点の機能強化、彦根市歴史的風致維持向上計画の推進と各施策の実施、彦根城内における既存駐車場の移設および再配置などの取組みが位置づけられています。

第3章 施設の現況と課題

1. 対象施設の状況

1) 施設の概況

本施設は昭和62年(1987年)2月、彦根市の市制50周年を記念して、彦根城表御殿跡地にその復元を兼ねて建てられた博物館です。

所蔵資料は、代々彦根藩主をつとめた井伊家に伝えられた美術工芸品や古文書約4万5千件のほか、彦根および彦根藩に関する収蔵資料をあわせると9万1千件を超えています。

本施設は、主に、本棟、木造棟、能舞台により構成されています。本棟は、彦根藩井伊家にまつわる歴史的な収蔵物の保管・展示のための博物館機能を有する鉄筋コンクリート造で外観復元し、木造棟は、藩主が日常生活をいとなんだ奥向きを伝統的な素材を用いて忠実に復元し、能舞台は、江戸時代に建立されたものを再び元の位置へ移築復元して再生されています。敷地内には、庭絵図をもとに復元した庭園があり、歴史的、文化的価値の高い貴重な施設として位置づけられています。

さらに、国の特別史跡・彦根城跡内に復元建造物を建設し、特別史跡の有効利用を図った全国的に見ても極めて貴重な施設として位置づけられます。

一方、特別史跡内に立地していることから原則として原状変更は不可であるため、建設当時における関係者の方々や文化庁との協議を重ねて整備に至った背景・条件等を十分に踏まえ、今後の適切な管理のあり方の検討が必要です。

表 棟別の状況

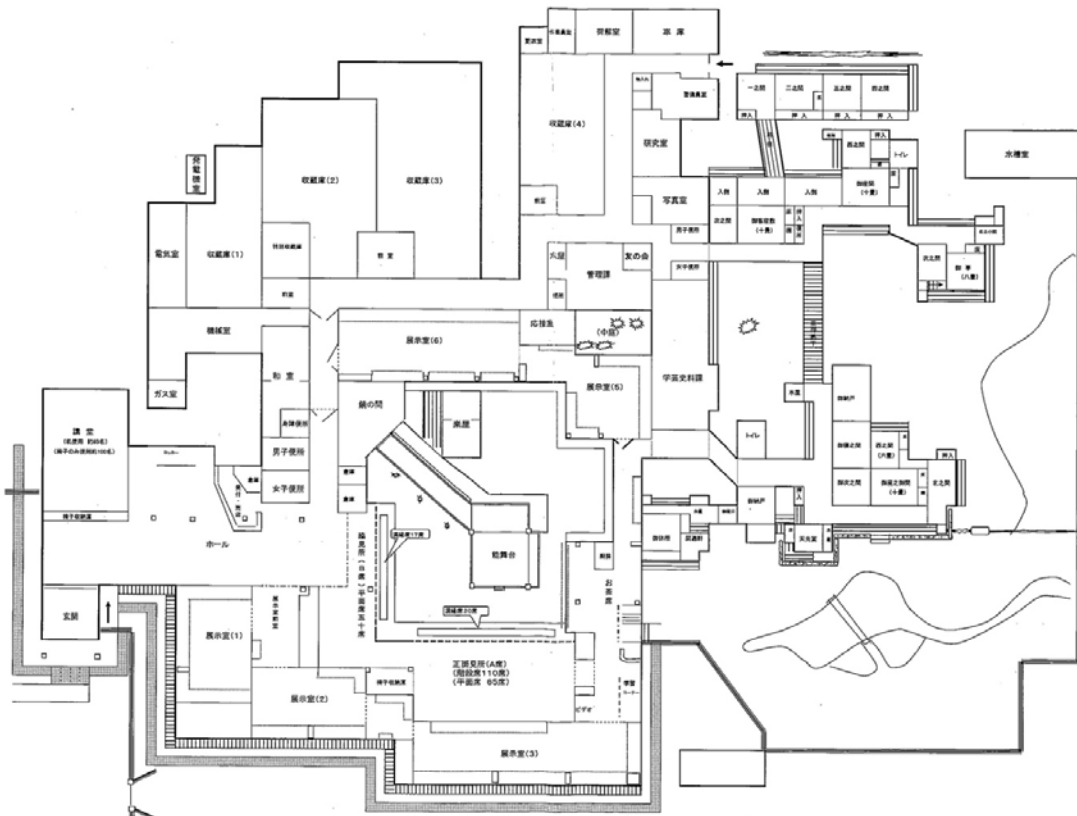
番号	棟名称	建物所有 状況	主要構造	建築年月日	延床面積 (㎡)	地上	耐震 診断	耐震 改修
1	本棟	市	鉄筋コンクリート造	昭和61年8月1日	3,752.00	1	不要	不要
2	水槽室棟	市	鉄筋コンクリート造	昭和61年8月1日	58.00	1	不要	不要
3	蔵棟	市	木造	昭和61年8月1日	87.00	1	不要	不要
4	木造棟	市	木造	昭和61年12月1日	693.00	1	不要	不要
5	能舞台	市	木造	昭和61年12月1日	117.00	1	不要	不要
6	能舞台楽屋	市	木造	昭和61年12月1日	36.00	1	不要	不要

資料：彦根市公共施設等総合管理計画 施設カルテ

図 対象施設の外観



図 対象施設の配置状況



2) 文化財の状況

本施設のうち表御殿能舞台については平成24年3月6日に、彦根市指定文化財に指定されています。文化財の概要と指定理由については以下の通りです。

彦根城表御殿能舞台の概要と指定理由について
<p>1) 概要</p> <p>■彦根藩の能舞台</p> <p>江戸幕府は能を武家の式楽とし、幕府主導の能が江戸城本丸の表舞台で定期的に演じられた。それに列席する諸大名も、幕府に習って領内の屋敷に能舞台を築き、能を催した。こうして能はしだいに武家社会に浸透し、大名文化の一翼を担うことになった。</p> <p>彦根藩の能舞台は、最盛期には3箇所が存在した。国元彦根の表御殿と槻御殿、江戸の上屋敷である。表御殿は藩庁の機能を持った御殿であり、享保14年(1729)に表向の御広間棟の松之間・御座之間を用いて仮設の能舞台である敷舞台(しきぶたい)が設けられ、その後、寛政12年(1800)、11代井伊直中が本格的な能舞台を建立した。また、江戸の桜田にあった上屋敷では、天保3年(1832)以降に能舞台を建立した。</p> <p>■表御殿の能舞台</p> <p>3箇所が存在した能舞台の中で、現存するのは寛政12年に建てられた表御殿の能舞台のみである。この能舞台も当地から移動した。明治11年(1878)頃、表御殿の解体に伴って、まず井伊神社に移築。その後、昭和25年(1950)に、彦根市によって沙々那美神社境内(現在の市民会館の地)に補修移築された。さらに昭和38年に護国神社に曳家によって移築、昭和49年には、見付柱の腐朽が甚だしいため見付柱とその周囲の部材が接木または交換された。同時に剥落の著しかった鏡板の修理なども行われた。そして昭和60年、表御殿の地に彦根城博物館を建設するに際して、再び元の位置へ移築復元されることになった。</p> <p>2) 指定の理由</p> <p>江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在ではほとんど残っていない大名家の能舞台として建築史的にも芸能史的にも貴重である。</p>

資料：彦根市文化財年報 平成23年度 彦根市教育委員会 文化財部文化財課

2. 事業の実施状況

本施設は、昭和 62 年(1987) 2 月、彦根市の市制 50 周年を記念して、彦根城表御殿跡地にその復元を兼ねて建てられた博物館であり、豊富な美術工芸品や古文書から彦根や大名の歴史・文化を伝えることを目的に設置されています。

また、彦根城博物館の設置及び管理に関する条例において、以下の事業に取り組んでいます。

第 4 条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 実物、複製、模写、模型、文献、写真、フィルム等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対し、必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する解説書、目録、図録及び調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (6) 演能、茶会等の文化的行事を開催すること。
- (7) 他の博物館、資料館、図書館、学校等の関係機関との連絡及び協力をすること。
- (8) その他彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

資料：彦根城博物館の設置及び管理に関する条例

平成 30 年度においては、「“ほんもの” との出会い」をテーマにした常設展示の他、特別展「長曾祢虎徹—新刀随一の匠—」、企画展「商家のうつわ—湖東の商家伝来のやきもの—」、「彦根製糸場—近代化の先駆け—」、特別公開「国宝・彦根屏風」、「雛と雛道具」などの 10 回の展覧会を開催し、博物館資料の収集保管、調査研究の成果を公開しました。その他、能舞台での能・狂言の公演、普及、刊行物などの事業概要は次表の通りです。

表 彦根城博物館事業の概要（平成 30 年度）

区分	概要
展示	① “ほんもの” との出会い ② テーマ展・特別公開 ③ 企画展 ④ 特別展
収集・保管	彦根にゆかりの資料の収集を図るため、資料の購入・受贈・受託を実施
調査・研究	井伊家伝来資料を中心とする博物館資料の調査を進める。 大名道具を中心とした美術工芸品、旧藩士家・彦根藩関係文書の調査を行い、各分野の研究を進める。
	他
普及	① 講演会 ② ギャラリートーク ③ 博物館講座 ④ 博物館教室 ⑤ 彦根城博物館だより ⑥ 博物館学芸員実習 ⑦ 展示内容の受け入れ・講師派遣など ⑧ 問い合わせ等の対応 ⑨ 彦根城博物館ホームページ
市民との協働	① 彦根城博物館友の会による展示解説ボランティアガイドの実施 ② 博物館支援スタッフにより以下の取組みを実施 ・彦根城能・狂言運営事業 ・教育普及事業 ・古文書解読ボランティア
催物	博物館の能舞台を活用して、伝統芸能である能・狂言を開催することを通じて博物館への認知度を高め、市民が伝統芸能に触れる機会を醸成する。 能 : 年 1 回 (9 月) 狂言 : 年 2 回 (6 月、11 月)
刊行物	特別展図録、企画展図録、研究紀要、小学生向けガイドブック
薄茶席・ 売店運営事業	来館者へのサービス提供の一つとして薄茶席と売店（ミュージアムショップによる普及物品販売）を当館直営で運営実施

資料：彦根城博物館年報 平成 30 年度

3. 利用者の状況

1) 利用者の動向

利用者の状況については、観覧者数の合計の推移をみると、平成23年度の約17.1万人（市制75周年）をピークに、平成29年度の約15.6万人（彦根城築城410年祭）を除き減少しており、城山観覧料改定による彦根城・博物館のセット料金の値上げが観覧者数の減少を招いていると考えられます。

表 観覧者数の推移

年度	個人		団体	無料	合計	臨時休館時期
	一般	小中学生				
H30	92,688	9,688	5,062	17,690	125,128	H30/5/26, 7/17, 9/18, 11/28 H31/2/6~2/7, 3/5~3/8
H29	116,413	11,812	6,855	21,561	156,641	H29/10/12~10/20, 11/29~ 12/7, H30/2/7~8, 3/9
H28	115,808	12,705	4,934	18,450	151,897	H29/3/8~3/9
H27	95,600	9,927	4,115	15,813	125,455	H26/10/1~H27/5/31
H26	73,558	8,167	2,909	10,187	94,821	H26/10~H27/3
H25	109,552	11,154	4,825	17,620	143,151	—
H24	116,649	12,497	4,655	18,143	151,944	—
H23	133,055	12,710	7,299	17,944	171,008	—

資料：各年 彦根城博物館年報

本施設の一部を市民等の利用に供する施設利用については、能舞台・木造棟・講堂を、能・狂言などの伝統芸能、茶道などの伝統芸道や講演会・研究会・会議等での利用に供しています。利用件数（利用者数）の推移をみると、講堂が最も多く、142件（2,985人）の利用があります。そのほか、能舞台で30件（1,981人）、木造棟で8件（344人）となっています。

表 施設利用状況の推移

年度	利用件数				利用者数			
	能舞台	木造棟	講堂	合計	能舞台	木造棟	講堂	合計
H30	30	8	142	180	1,981	344	2,985	5,310
H29	46	14	121	181	2,863	617	2,665	6,145
H28	49	18	136	203	2,744	631	3,322	6,697
H27	48	10	126	184	3,223	878	3,233	7,334
H26	33	5	68	106	1,388	260	1,861	3,509
H25	49	10	113	172	2,204	517	2,845	5,566
H24	47	13	135	195	2,978	315	3,718	7,011
H23	45	6	125	176	2,601	274	3,952	6,827

資料：各年 彦根城博物館年報

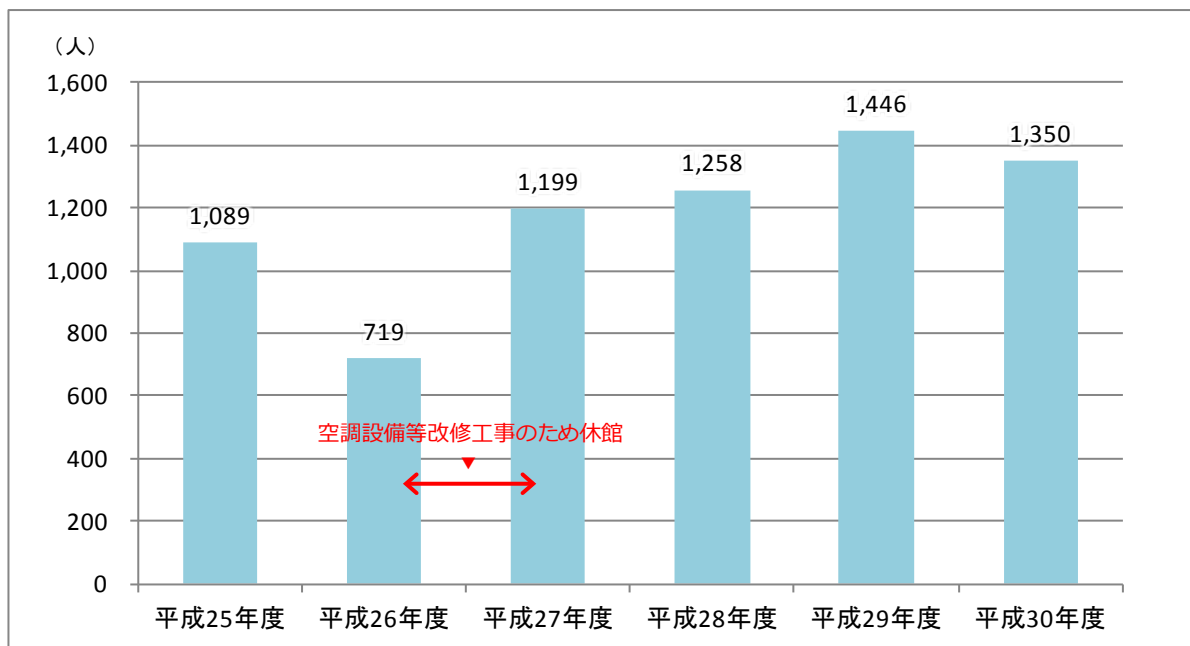
2) 館内アンケート調査結果

ここでは、彦根城博物館において実施された館内アンケート調査結果（平成 25～30 年度）をもとに、回答者の意向等について整理します。ただし、回答者は観覧者全体の約 1% で希望者のみであるため、正確な動向を反映しきれていないことを考慮する必要があります。

① 回答者数の推移

回答者数は、平成 26 年(2014 年)10 月 1 日から平成 27 年(2015 年) 5 月 31 日まで空調設備等改修工事で 8 ヶ月に渡り休館していたため、平成 26 年度の回答者数は 800 人を下回りましたが、翌年の平成 27 年(2015 年) 6 月のリニューアルオープン以降は増加傾向にあったものの、平成 30 年度には大きく減少しています。

図 回答者数の推移



回答者の居住地を見ると、県外（近畿地方を除く）からの来館者数およびその比率が増加傾向にあります。また、市内および県内の回答者数は、平成 28 年度（2016 年度）に一旦減少したものの、平成 29 年度（2017 年度）以降は増加しています。

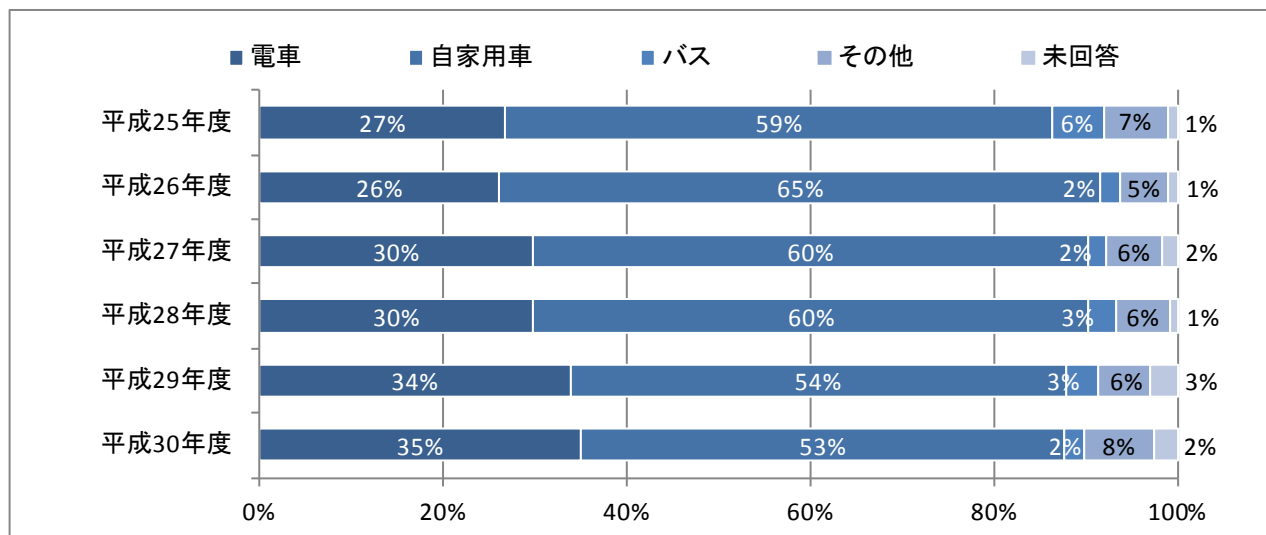
表 回答者の居住地

年度	市内		県内		近畿地方		県外		海外		未回答	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
H25年度(2013年度)	71	7%	83	8%	284	26%	613	56%	18	2%	20	1%
H26年度(2014年度)	40	6%	61	8%	217	30%	379	53%	9	1%	13	2%
H27年度(2015年度)	86	7%	90	8%	349	29%	632	53%	23	2%	19	1%
H28年度(2016年度)	53	4%	69	5%	398	32%	694	55%	31	2%	13	2%
H29年度(2017年度)	80	5%	107	7%	412	26%	796	55%	19	1%	32	2%
H30年度(2018年度)	87	6%	113	8%	326	24%	775	57%	23	2%	26	3%

② 本館へ来るまでの交通手段

本館へ来るまでの交通手段を見ると、平成 26 年度以降は、電車を利用して来館した利用者の比率が増加しており、バスによる来館者についても微増傾向にあるなど、公共交通機関を利用した来館者が増加しています。逆に自家用車を利用して来館した利用者の比率が減少傾向にあります。

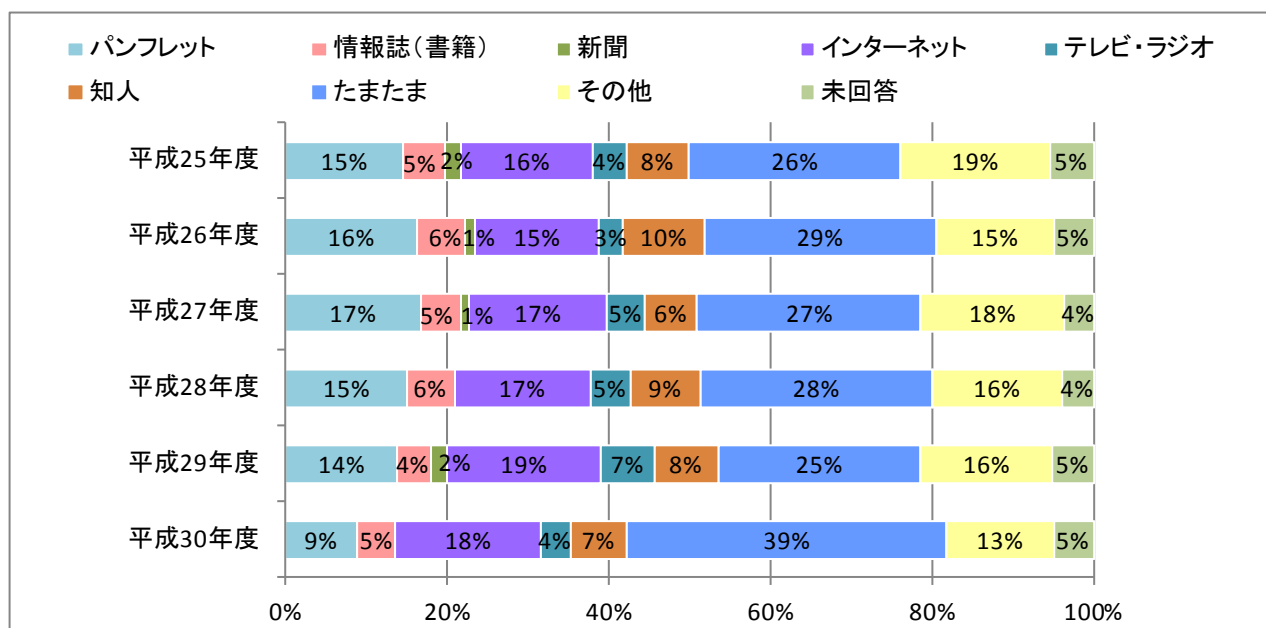
図 交通手段



③ 本館を何で知ったのか

本館の存在または展示をどのようにして知ったのかを見ると、パンフレットや情報誌(書籍)、といった主に「紙による媒体」から知ったという回答は全体的に減少傾向にあり、新聞については多少の増減はあるものの、非常に低い結果となっています。逆にインターネットで知ったという回答の比率は高く増加傾向にもあります。テレビ・ラジオといったメディアで知ったという回答も増加傾向にあります。

図 何で知ったか

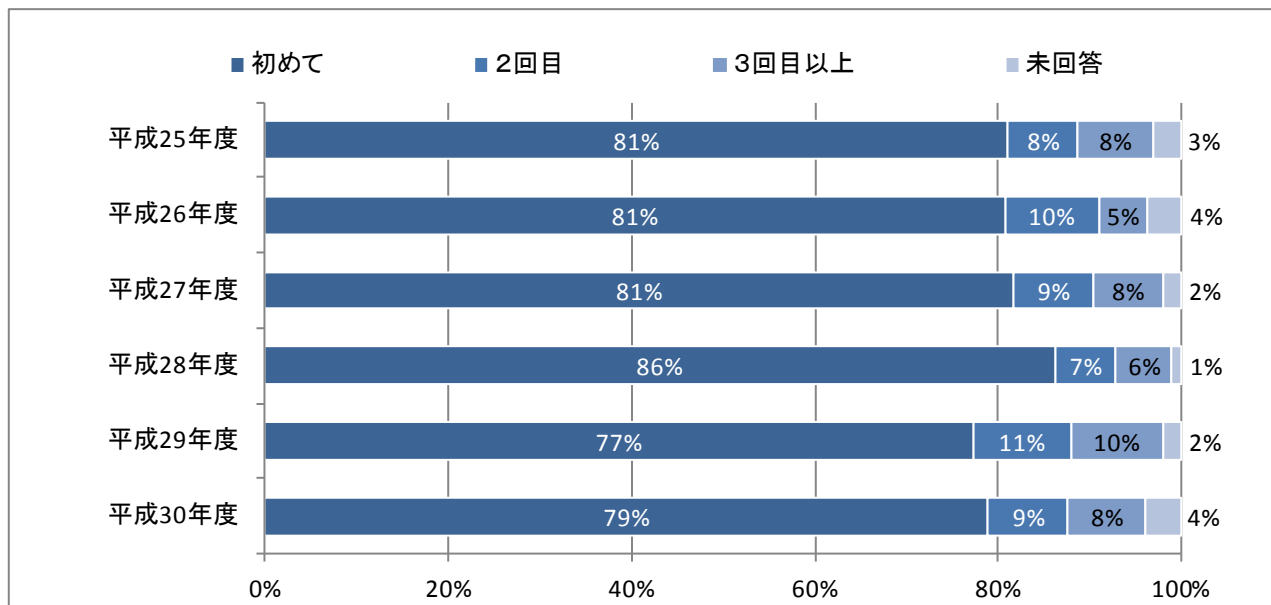


※平成 30 年度において選択肢が一部変更となっています。(「たまたま」→「彦根城にきて」)

④ 本館の来館回数

本館への来館回数の比率を見ると、初めての来館が8割前後を占めますが、平成29年度はNHK大河ドラマの影響や、その特別展が盛況であったこともあり、2回目、3回目以上の来館者が増加しています。

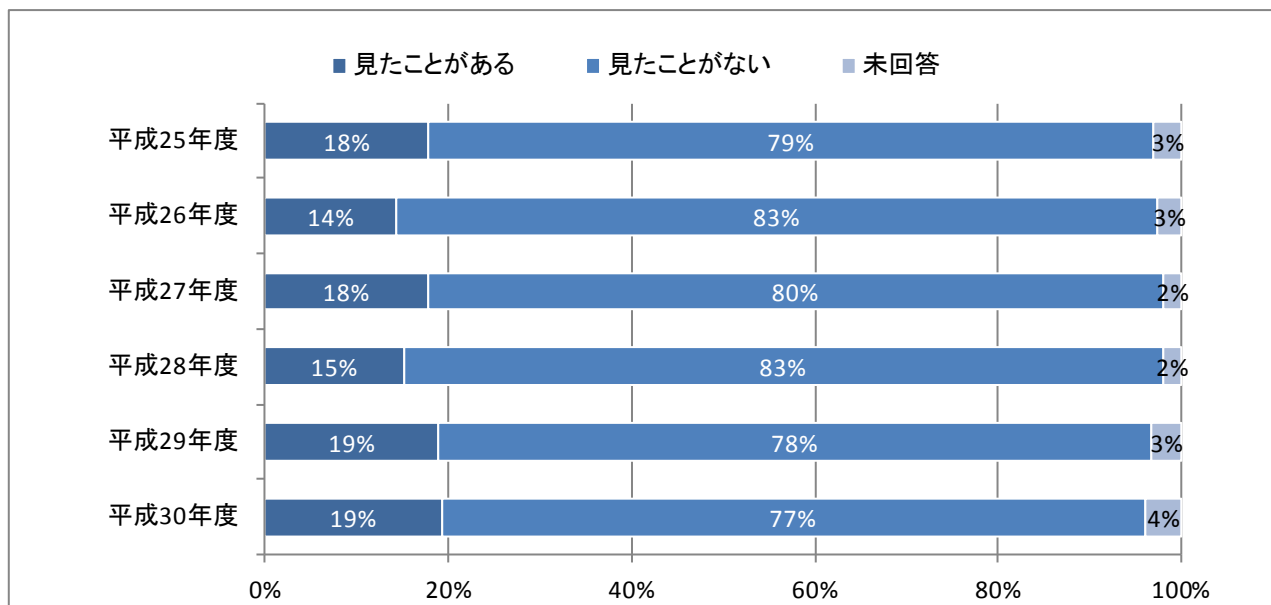
図 来館回数



⑤ HPを見たことがあるか

本館のHPを見たことがあるかについて見ると、見たことがある方は、例年20%未満の状況です。

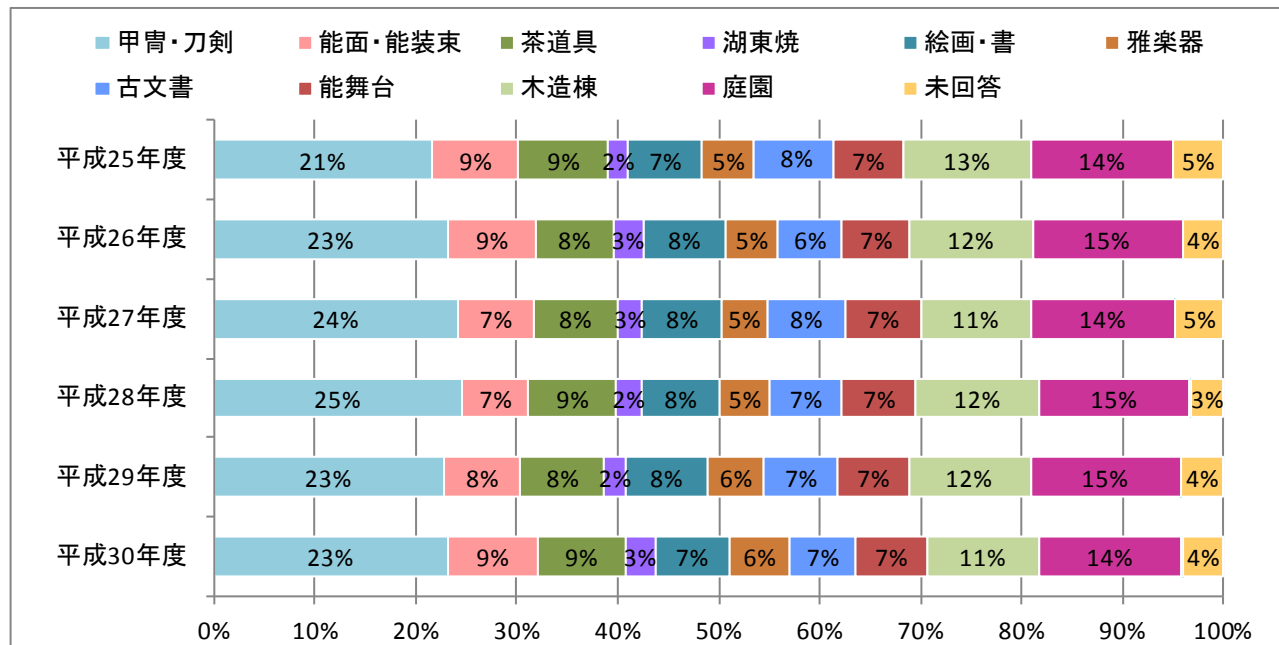
図 HPについて



⑥ 来館者の興味のある分野（複数回答）

来館者の興味のある分野について平成30年度について見ると、「甲冑・刀剣」への興味が高く、次いで「庭園」、「木造棟」の順となっており、その比率については過去6カ年で大きな変化は見られませんでした。

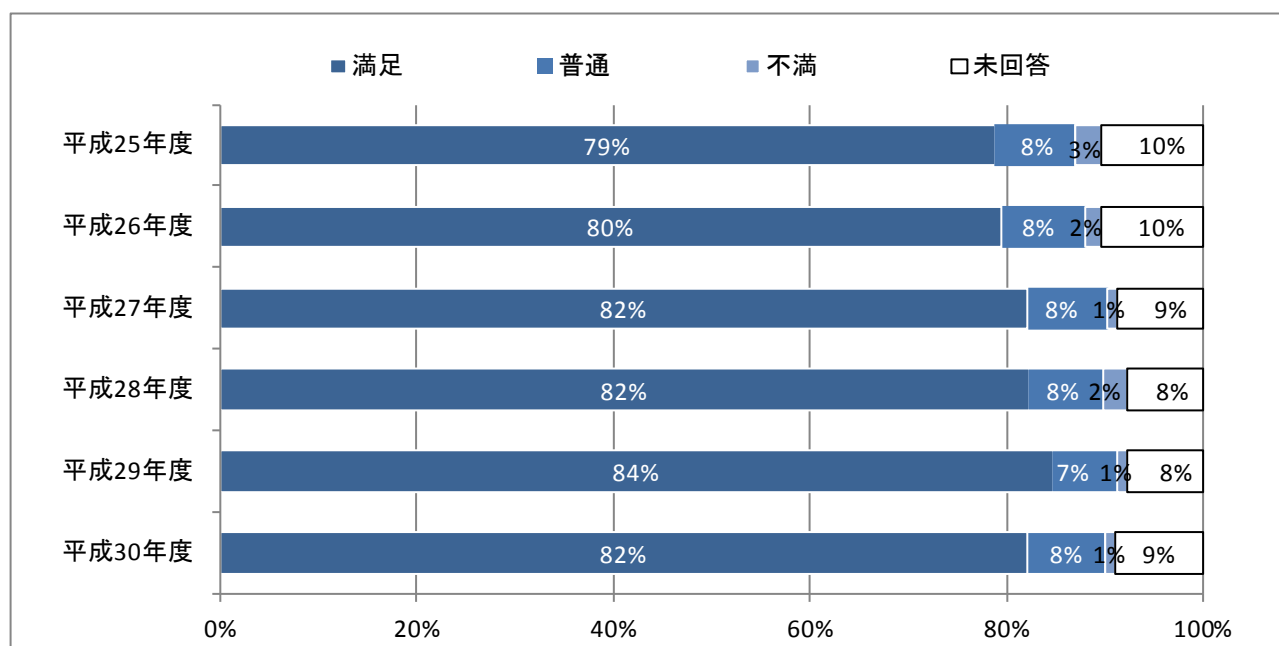
図 来館者の興味のある分野



⑦ 来館者の満足度

来館者の満足度について見ると、平成26年度以降は「とても満足」および「まあ満足」を含む「満足」が80%以上となっています。

図 来館者の満足度



4. コストの状況

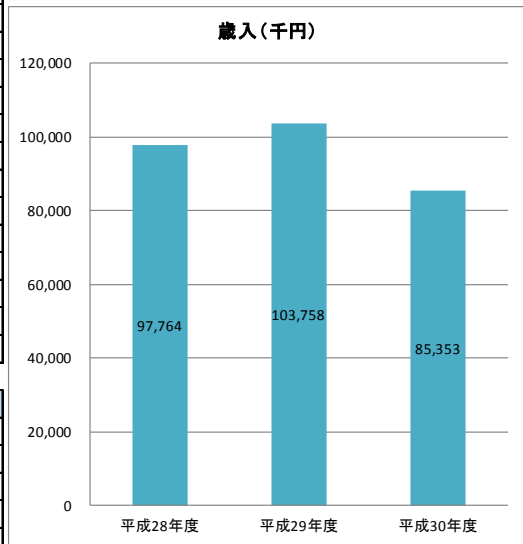
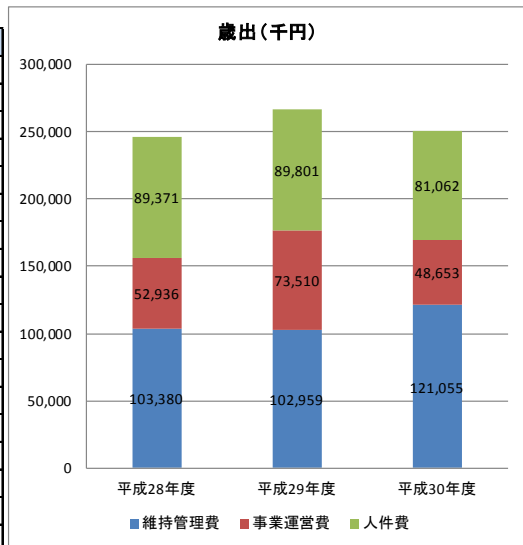
彦根城博物館に関するコスト面について、歳入、歳出の傾向について以下に整理します。

歳出については、総額として約2.5～2.7億円で推移しています。平成30年度における内訳では、維持管理費が最も多く、約1.2億円、人件費が約81百万円、事業運営費が約49百万円となっています。また、維持管理経費のうち、約48%（平成30年度）を委託料が占めています。

歳入については、約1億円程度で推移しています。使用料および手数料による収入が約50%を占めています。

表 コストの推移

●歳出 (千円)			
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総合計	245,687	266,270	250,770
維持管理経費【合計】	103,380	102,959	121,055
報酬	59	65	76
共済費	35	33	31
賞金	15,668	15,467	17,752
報償費	13	13	0
旅費	148	94	101
需用費	40,806	35,895	38,128
役務費	1,822	1,996	1,758
委託料	25,371	43,381	57,777
使用料及び賃借料	4,024	4,850	5,319
工事請負費	11,078	0	0
原材料費	730	19	49
備品購入費	3,582	1,102	0
負担金、補助及び交付金	45	44	64
積立金	0	0	0
事業運営費【合計】	52,936	73,510	48,653
報酬	0	0	0
共済費	0	0	0
賞金	0	604	0
報償費	2,786	2,256	2,733
旅費	2,024	1,621	1,391
需用費	5,466	5,837	6,742
役務費	1,181	1,852	1,174
委託料	32,866	37,515	28,816
使用料及び賃借料	248	219	597
原材料費	0	0	0
備品購入費	8,365	2,006	7,200
負担金、補助及び交付金	0	21,601	0
積立金	0	0	0
人件費	89,371	89,801	81,062
●歳入 (千円)			
細目名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
【合計】	97,764	103,758	85,353
使用料及び手数料	51,326	61,527	43,698
国庫支出金	3,596	3,650	3,648
財産収入	4,790	3,224	1,752
諸収入	38,052	35,357	36,255
備考			
平成26年10月1日から平成27年5月31日まで、空調設備等改修工事のため臨時休館していた。			



※ 施設計画策定事業費および災害復旧費は除く

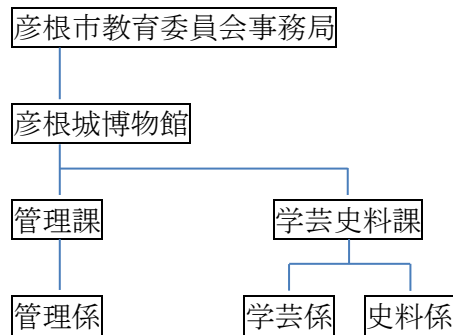
5. 管理・運営状況

1) 管理・運営体制について

彦根城博物館は、彦根市教育委員会が所管し、2つの課（管理課、学芸史料課）を設置して運営しています。

職員数については平成31年4月現在で館長（非常勤）1名、副館長1名の他、12名の職員により運営しています。

○組織体制について（平成31年4月現在）



○職員数について（平成31年4月現在）

- ・館長（非常勤） 1名
- ・副館長 1名
- ・管理課 3名（他 臨時職員 事務補助3名、作業員3名、受付・売店・薄茶席9名）
- ・学芸史料課 9名（他 臨時職員 事務補助1名）

資料：彦根城博物館資料より

2) 維持管理業務について

本施設における維持管理業務は、主に、電気設備や機械設備の保守管理、施設の警備保障、施設内の清掃など多岐にわたり、専門性が高い内容も含まれることから、専門業者への委託を実施しています。各種設備の点検については、設備の内容に応じて、年間の点検回数を設定しています。

表 保守・警備・清掃に関する対応状況

区分	内容
① 展示室監視（特別展期間）	委託（毎日5人：各展示室監視）
② 電気工作物保守管理	委託（年間6回）
③ 消防設備等保守点検	委託（外観・機能点検 年間2回、総合点検 年間1回）
④ 自動扉保守点検	委託（年間4回）
⑤ 電動椅子保守点検	委託（年間1回）
⑥ 空調設備保守点検	委託（年間2回）
⑦ 油圧式高所作業台保守点検	委託（年間1回）
⑧ 重量シャッター保守点検	委託（年間1回）
⑨ カルミック・エアーユニット交換	委託（年間6回）
⑩ 警備（人的警備）	委託（夜間1ポスト、昼間2ポスト：特別展期間中昼間2人増員）
⑪ 警備（機械警備）	委託（24時間）
⑫ 清掃	委託（毎日2～4人：特別展期間中1人増員）

資料：彦根城博物館資料より

6. 近年の劣化状況の把握

1) 改修工事等の対応状況について

本施設においては、博物館の資料保存環境の維持、観覧者サービス向上のために竣工後から下記の工事を実施しています。

空調設備に関しては、他の公共施設に比べて、博物館としての機能として収蔵品に対する適切な保管や観覧者への快適な温湿度の配慮が求められることから、空調設備等に対しては、重点的な対応が求められています。

近年の改修工事においては、照明器具の製品ストックの影響により、展示室、収蔵庫等のLED化を推進しています。

表 改修工事等の対応状況

年度	内容	年度	内容
平成 30 年度	館内（展示室 1～3）照明設備等改修	平成 11. 12 年度	空調設備改修工事
平成 29 年度	展示室 5・6 照明設備改修委託業務	平成 11 年度	連結送水管改修工事
平成 28 年度	講堂電灯設備ほか改修工事	平成 10 年度	空調設備改修工事
平成 28 年度	展示室 1 展示ケース電灯設備改修工事	平成 10 年度	合併式浄化槽水中フローア取替工事
平成 26. 27 年度	空調設備改修工事	平成 8 年度	木造棟入口内装改修工事
平成 26. 27 年度	屋根ほか改修各種工事	平成 8 年度	便所改修工事
平成 26 年度	木造棟畳表替修繕	平成 8 年度	空調設備改修工事
平成 26 年度	館内トイレ洋式化	平成 8 年度	展示ケース改修工事
平成 26 年度	展示ケースクロス張替え	平成 7 年度	自家発電設備等蓄電池取替工事
平成 24 年度	高圧受変電設備改修工事	平成 6 年度	管理室 空調設備改修工事
平成 24 年度	下水設備切替工事	平成 6 年度	第 4 収蔵庫 2 階改修工事
平成 14 年度	空調設備改修工事	平成 5 年度	壁等改修工事
平成 14 年度	屋根融雪ルーフ槽排水対策工事	平成 3 年度	電灯幹線設備改修工事
平成 13 年度	空調自動制御設備改修工事	平成 3 年度	空調設備機器等塗装工事
平成 12 年度	屋内消火栓設備改修工事	昭和 61 年度	能舞台楽屋増築工事
平成 12 年度	高圧引込設備改修工事	昭和 58 年度	一時収納庫改造工事

資料：彦根城博物館年報平成 26～29 年度、平成 30 年度事業計画、平成 28 年度特定建築物調査

2) 劣化の状況について

彦根市においては、主たる公共施設について平成 28 年度に劣化診断調査が実施されました、ここでは、本施設における「公共施設劣化診断調査」(平成 28 年度)結果をもとに状況を整理します。劣化診断では、A：敷地・地盤関係、B；外壁、C：屋上屋根、D：建物内部、E：避難施設等の5区分について、劣化や損傷状況をチェックし、A～D判定を実施しています。

下表のうち、網掛けをしている箇所は、CあるいはD判定となった部位を表示しています。

表 平成 28 年度 劣化診断調査結果 (建築、設備)

A. 敷地・地盤関係

点検項目	チェックポイント		判定	状況	対策等
	■：劣化・損傷項目	□：劣化・損傷項目以外の安全に関する項目			
1. 敷地・地盤					
①地盤の状況	■地盤沈下等による不陸、傾斜等は見られないか		A	指摘なし	
②敷地の状況	■敷地内排水は良好に行われているか		A	指摘なし	
2. 空地・通路等					
①空地・通路等の管理状況	□道路として利用上の障害物等はないか		A	指摘なし	
	□空地・通路等の管理は適切か		A	指摘なし	
②避難通路等の管理状況	□避難通路の障害となる支障物はないか		A	指摘なし	
	□有効幅員が確保されているか		A	指摘なし	
	□道路等までの避難経路が確保されているか		A	指摘なし	
③舗装等の劣化・損傷状況	■舗装等にひび割れ、段差等はないか				
3. 工作物等					
①ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況	□耐震対策(控え壁等)は適正に行われているか		D	(外部-5) 木製塀の木部が腐食	塀の全面改修が必要
	■ひび割れ等の劣化・損傷はないか		D	(外部-7) 木製塀の木部が腐食	塀の全面改修が必要
	■コンクリート塀、石積み塀にひび割れや傾き等はないか		A	指摘なし	
	■金属フェンス等に変形、破損、錆等はないか		A	指摘なし	
②擁壁・がけ等の劣化・損傷状況	■傾斜、ひび割れ、腐れ、ゆるみ等は見られないか		A	指摘なし	
	■擁壁に転倒などのおそれはないか		A	指摘なし	
	■擁壁の水抜きパイプは適正に維持されているか		A	指摘なし	
	■がけに安全上支障のある異常は見られないか		A	指摘なし	
③屋外機器の劣化・損傷状況	■塗膜劣化、錆、腐食等はないか		D	(外部-11) 発電機の劣化	再塗装又は長期的には発電機の更新も必要
	■構造部材にゆるみ、破損しているものはないか		A	指摘なし	
④植栽の管理状況	□樹木の枝等が他の支障となっていないか		A	指摘なし	
4. その他特記事項					

資料：平成 28 年度特定建築物調査

B. 外壁関係

点検項目	チェックポイント		判定	状況	対策等
	■：劣化・損傷項目				
	□：劣化・損傷項目以外の安全に関する項目				
1. 外壁の防火性能					
①防火対策の状況	□壁面、軒裏の防火対策は適正に行われているか	A	指摘なし		
	□延焼のおそれのある部分の開口部等の防火対策は適正に行われているか	A	指摘なし		
2. 建物躯体（外部からの点検）					
①土台および基礎の状況	■木造土台の腐れ等はないか	C	（外部-3）土台に白アリの形跡有		要詳細調査必要
	■基礎に沈下、ひび割れ、欠損等はないか	A	指摘なし		
②建物躯体の劣化・損傷状況	■腐食、腐朽又は摩耗等のおそれのある部分に対する措置は適切か	A	指摘なし		
	■木造の木部分に腐朽等はないか	A	指摘なし		
	■組積造のれんが・石部分にゆるみ等はないか				
	■補強コンクリートブロック造にひび割れ、剥落、欠損等はないか				
	■鉄骨造の鉄骨等に錆、腐食等はないか	A	指摘なし		
	■鉄筋コンクリート造のコンクリート部分に白華、錆汁、ひび割れ、剥落、欠損等は見られないか	D	（外部-1.6.10.14.15）水槽室、外倉庫、収蔵庫1、講堂、外壁にク		外壁の全面改修
3. 外装仕上げ材等					
①タイル、モルタル、石貼り等の劣化・損傷状況	■剥落箇所または浮き等、剥落のおそれはないか	A	指摘なし		
	■ひび割れ、欠損等の劣化はないか	D	（外部-13）剥離欠損有		外壁の全面改修
	■躯体へ影響を与える損傷はないか	A	指摘なし		
②パネル面（塗装含む）の劣化・損傷状況	■変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか	A	指摘なし		
③シーリング材等の劣化・損傷状況	■シーリング材の界面剥離、弾力低下等は見られないか	A	指摘なし		
4. 窓・サッシ等					
①サッシ等の維持保全状況	■開閉等に不具合はないか	A	指摘なし		
	■ガラスの破損、鉄線の錆等はないか	A	指摘なし		
②サッシ等の劣化・損傷状況	■腐食やゆるみ等による落下、外れ等のおそれはないか	A	指摘なし		
	■錆、腐食、塗装面の劣化等はないか	A	指摘なし		
	■斑点腐食、接合部等のゆるみの箇所はないか	A	指摘なし		
③ガラスの固定状況	■はめ殺し窓のパテが硬化し、ひび割れ等がないか	A	指摘なし		
5. 看板、空調室外機等					
①緊結等の状況	□構造体への緊結状況は適切か	A	指摘なし		
②劣化・損傷状況	■錆、腐食等はないか	A	指摘なし		
6. その他特記事項					
（外部-2）濡れ縁の腐食…D 腐食部分の改修が必要					

資料：平成 28 年度特定建築物調査

C. 屋上・屋根

点検項目	チェックポイント		判定	状況	対策等
	■：劣化・損傷項目				
	□：劣化・損傷項目以外の安全に関する項目				
1. 防水層					
①防水保護層の劣化・損傷状況	■仕上げ材（ブロック、タイル等）にひび割れ等はないか	A	指摘なし		
	■伸縮目地に破断、膨れ、欠損等はないか	A	指摘なし		
②露出防水層の劣化・損傷状況	■防水層に膨れ、ひび割れ、破断等はないか	A	指摘なし		
2. 屋上・屋根面					
①パラペット等の劣化・損傷状況	■ひび割れ、浮き、白華、漏水跡等はないか				
	■笠木部に錆、変形、脱落、落下危険性等はないか				
②排水状況	■防水層とドレーンの取合い部に異常はないか	A	指摘なし		
	■ドレーン、樋の錆、亀裂、詰まり等はないか	B	（外部-4.8.9）オーバーフロー		樋の清掃要経過観察
③屋根ふき材等の劣化・損傷状況	■屋根ふき材および緊結金物に割れ、腐食は見られないか	A	指摘なし		
④屋根ふき材等の防火性能	□屋根の防火対策は適正に行われているか	A	指摘なし		
⑤出入口の状況	□屋上の出入口の管理状況は適切か				
3. 機器、工作物（クーリングタワー、広告塔、高架・高置水槽、手すり等）					
①緊結等の状況	□構造体への緊結状況は適切か	A	指摘なし		
②劣化・損傷状況	■錆、腐食等はないか	A	指摘なし		

資料：平成 28 年度特定建築物調査

D. 建物内部

点検項目	チェックポイント		判定	状況	対策等
	■：劣化・損傷項目	□：劣化・損傷項目以外の安全に関する項目			
1. 防火区画等の構成					
①防火区画を構成する床、壁、柱、はりの状況	<input type="checkbox"/> 所定の耐火性能が確保されているか		A	指摘なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 防火区画に損傷はないか		A	指摘なし	
②吹き抜けなどのたて穴区画の状況	<input type="checkbox"/> たて穴区画が成立しているか				
③面積区画・異種用途区画の状況	<input type="checkbox"/> 面積区画・異種用途区画が成立しているか		A	指摘なし	
④防火区画の外周部の処置状況	<input type="checkbox"/> スパンドレル等の防火区画の外周部処置はなされているか		A	指摘なし	
⑤界壁等の状況	<input type="checkbox"/> 所定の耐火性能が確保されているか		A	指摘なし	
2. 防火設備（扉等）					
①防火扉等の設置状況	<input type="checkbox"/> 撤去された防火扉等はないか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 区画に対応した防火扉等が使用されているか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 防火扉の開き勝手は避難を考慮しているか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 必要な部分にくぐり戸は設けられているか				
②防火扉等の維持保全状況	<input checked="" type="checkbox"/> 本体と枠に異常・損傷はないか		A	指摘なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> ヒンジ、ドアクローザー等の金物に異常・損傷はないか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 随時閉鎖式の扉の運動用の感知器は有効な位置に設置されているか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 常時閉鎖の防火扉は閉まっているか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 閉鎖障害となる物品が置かれていないか				
	<input checked="" type="checkbox"/> 適切に作動するか		A	指摘なし	
3. 防火設備（防火シャッター）					
①防火シャッターの設置状況	<input type="checkbox"/> 区画に対応したシャッターが使用されているか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 区画に対応した運動機構が使用されているか		A	指摘なし	
②防火シャッターの維持保全状況	<input checked="" type="checkbox"/> ガイドレール、まぐさに錆や変形はないか		A	指摘なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> くぐり戸の閉閉に支障はないか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 下降障害となる物品が置かれていないか		A	指摘なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 適切に作動するか		A	指摘なし	
4. 防火区画貫通部					
①ダクト・配線・配管等の区画貫通部の処置状況	<input type="checkbox"/> ダクト周囲の隙間は充填されているか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 配管の貫通部処理はなされているか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 配線ケーブルの隙間は充填されているか		A	指摘なし	
5. 内装・収納物等					
①内装材の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火性能は維持されているか		A	指摘なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 天井部材等に剥落のおそれはないか		A	指摘なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 仕上げ材にたるみ、ひび割れ、肌分かれ等による剥落のおそれはないか		A	指摘なし	
②家具・機器類の状況	<input type="checkbox"/> 防災設備に障害を与えていないか		C	(1階-12) パーティションで区切られている	経緯不明
	<input type="checkbox"/> 照明器具、懸垂物等に落下のおそれはないか		A	指摘なし	
	<input type="checkbox"/> 防火戸に接近しすぎではないか		A	指摘なし	
6. 建物躯体等（内部からの点検）					
①建物躯体の劣化・損傷状況	<input checked="" type="checkbox"/> 木造の木部分に腐朽等はないか				
	<input checked="" type="checkbox"/> 組積造のれんが、石部分にゆるみ等はないか				
	<input checked="" type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造にひび割れ、剥落、欠損等はないか				
	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造の鉄骨等に錆、腐食等はないか				
	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造のコンクリート部分にひび割れ、剥落、欠損等は見られないか		B	(1階-5.11.17) 壁にクラック有	要経過観察
②耐火被覆の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨の耐火被覆に損傷は見られないか		A	指摘なし	
7. 居室の採光・換気					
①採光の確保状況	<input type="checkbox"/> 採光のための開口部は有効に確保されているか		A	指摘なし	
②換気設備の状況	<input type="checkbox"/> 換気設備は設置されているか		A	指摘なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 適切に作動するか		A	指摘なし	
8. 雨漏り・漏水等					
①雨漏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁から雨漏り等はないか		C	(1階-27.28) 漏水跡有	漏水の有無不明 要詳細調査
	<input checked="" type="checkbox"/> 屋上部から雨漏り等はないか		C	(1階-18.19.20) 漏水跡有	漏水の有無不明 要詳細調査
②漏水の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地下室に外壁等からの漏水等はないか				
9. その他特記事項					
(1階-22) 床 E X P. J に穴有り…B 補修が必要					

資料：平成 28 年度特定建築物調査

E. 避難施設等・非常用進入口等

点検項目	チェックポイント		判定	状況	対策等
	■：劣化・損傷項目	□：劣化・損傷項目以外の安全に関する項目			
1. 避難経路等					
①避難出口・通路の状況	□室の用途・面積・収容人数に対応した出口の数・幅員が確保されているか		A	指摘なし	
	■各扉は支障なく開放、通過できるか		A	指摘なし	
	□必要な廊下の幅員が維持されているか		A	指摘なし	
	■歩行上の障害となる損傷等はないか		A	指摘なし	
	□物品が放置されていないか		A	指摘なし	
	■照明器具に汚れや損傷等はないか		A	指摘なし	
②2方向避難の確保状況	□居室から2以上の避難経路が確保されているか		A	指摘なし	
	□階段までの歩行距離は適正か		A	指摘なし	
	□2以上の階段への重複距離は適正か		A	指摘なし	
2. 階段					
①階段の状況（共通）	□所定の幅員となっているか		A	指摘なし	
	□手すりは適切に設けられているか		A	指摘なし	
	■出入口扉の開閉に支障はないか		A	指摘なし	
	□危険な改造がされていないか		A	指摘なし	
	■階段各部に歩行上の障害となる損傷等はないか		A	指摘なし	
	□内部に物品が集積されていないか		A	指摘なし	
	■照明器具に汚れや損傷等はないか		A	指摘なし	
3. 排煙設備					
①防煙区画・排煙設備の状況	□排煙設備は設置されているか		A	指摘なし	
	□防煙区画は適正か		A	指摘なし	
	■可動式防煙垂れ壁に異常・損傷はないか				
	■自然排煙口の機能に障害はないか		A	指摘なし	
	■適切に作動するか		D	(1階-25) オペレーターの破損	更新が必要
4. その他の設備等					
①非常用進入口等の状況	□非常用進入口等は適正に設置されているか				
	■非常用進入口等からの進入に支障はないか				
②非常用エレベーターの状況	□乗降ロビーの構造は適切か				
	□乗降ロビーに排煙設備は設置されているか				
	□乗降ロビーに物品が置かれていないか				
	■適切に作動するか				
③非常用照明装置の状況	□非常用の照明装置は設置されているか		A	指摘なし	
	■適切に作動するか		D	(1階-1. 2. 3. 4. 6. 7. 8. 9. 10. 13. 14. 15. 16. 21. 23. 24. 26) 点灯しない	交換もしくは機器の更新

資料：平成28年度特定建築物調査

7. 各種劣化状況調査結果

本施設の木造部分は昭和 62 年に復元された建物です。復元に際しては、彦根城表御殿に関する数種の古絵図を基礎資料とし、当時の資料を基に建築されています。建築後、屋根などの修理工事は実施されているものの大部分は R C 部分であり、木造部分における修理については未対応となっています。

平成 23 年度には、R C 造部分を中心とした建物の破損調査が実施されていますが、その際確認できた破損については未修理となっています。

その後、平成 28 年度に実施した劣化診断調査では、木造部分および能舞台・増築部分を中心に現状における破損の状況を整理しています。

これらの経過を踏まえて、今回の調査においては、前述の劣化診断調査等の結果等を踏まえ、木造棟を中心とした劣化状況（蟻害調査含む）、R C 造を中心とした不陸調査等を実施することとしました。

これまでの劣化診断調査等の中で、蟻害による腐朽箇所指摘があり、さらなる詳細調査・対策は未実施であったため、実施することとしました。

さらに、これまでの調査において、建物の傾きや不陸が発生していることから、施設全体の不陸の傾向を把握することを目的として、不陸調査と柱傾斜調査を実施しました。

各種劣化状況等調査結果については以下の通りです。

■調査 1 蟻害・腐朽調査

項目	内容
調査内容	非破壊による目視、触診、打音解析
対象範囲	木造復元部、能舞台・増築部、外構部瓦塀
調査時期	平成30年11月
調査結果	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全般的に良好な状態であるが一部被害の大きい箇所あり。 ● 御座之間棟：建物北西側、トイレ周辺部が顕著 ● 能舞台：能舞台、橋掛、控室の被害が顕著。排水溝の健全化、強制換気設備の設置が必要 ● 外構部（瓦塀）：全体的に腐食を伴う被害が大きい。予め薬剤処理をした部材による交換が適切 ● 木造棟、能舞台では全面的な薬剤処理が望ましいが、被害箇所を中心としたエリアへの優先的な対策が必要 ● 今後は、1～2年ごとの定期的な蟻害・腐朽被害の調査診断の継続が必要 <p>【詳細】</p> <p>□御座之間棟ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白蟻の被害は建物北西側とトイレ付近に集中している。 ・ 建物中心部においては建築時に残材となった木片等のみ蟻害の痕跡が見られ被害はとまっているものの、白蟻の建物部材への侵入は明らかとなっている。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ このゾーンにおいては薬剤処理することが望ましいと考えられる。 <p>□奥座敷棟ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白蟻被害は外周部に接する箇所被害が確認されている。 ・ 建物内部では現在被害が確認されていない。 ・ このゾーンにおいてはエリア内（3か所）を薬剤処理することが望ましいと考えられる。 <p>□能舞台ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能舞台（舞台、御座）、橋掛、控室の全てに白蟻被害が確認され、腐朽の程度が大きな箇所がある。 ・ 廊下部は床下点検用の設備が無いことから、現地確認が不可となっている。しかしながら、御座等、周囲の被害状況を勘案すると、廊下部にも白蟻の被害と腐朽の被害が混在する可能性を否定できない状況である。 ・ このゾーンにおいては薬剤処理することが望ましいと考える。 ・ また、廊下部に関しては早期に床下の調査を行い、蟻害被害が生じている場合はその場所に関しても薬剤処理が必要と考える。 ・ 外部環境改善必要エリアにおいては、雨水等を適正に処理するための排水溝の健全化、湿度を軽減させる目的の強制換気設備の設置等を提案する。 <p>□外構部ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 瓦塀部分全域にわたり蟻害と腐朽被害が確認できる。 ・ 当該施設は屋外での施設であることから、雨等が直接当たる不利な条件下となっている。 ・ このゾーンにおいては部材の補強並びに必要な部材は交換を速やかに行い、全ての部分に薬剤処理することが望ましいと考える。 ・ 瓦塀を添える支柱には、薬剤を注入処理した木材を使用し、材の下部が直接土に接しない仕様とすることを提案する。 <p>【薬剤散布に使用する薬剤の選定方法案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設における蟻害被害に対する蟻害処理の使用薬剤に関して、施設の用途並びに施設が復元された建物であることから、文化財施設に対する蟻害処理と同様の扱いを基本とする。 ・ 上記理由により、公益財団法人 文化財虫菌害研究所が推奨する薬剤を使用するものとする。（https://www.bunchuken.or.jp/chemical/） ・ 使用する薬剤の種類は散布場所により、土中用の土壌処理剤、木材用防腐防虫剤に区分して考える。 ・ 上記薬剤選定には、効力と安全性が十分に確認され、かつ見学者や展示物に臭い等の影響を抑える薬剤を使用する事とする。

項目	内容
	「提案する使用薬剤名」 ①土壌処理剤・・・オペティーガードZT、ハチクサンFL ②木材用防腐防虫剤・・・オペティーガード 20EC

■蟻害の状況

御座之間ゾーン 蟻害：被害大、腐朽：被害中



外構部ゾーン 蟻害：被害大、腐朽：被害大



■調査2 劣化調査

項目	内容
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視により破損箇所の把握、位置・状況・数量の記録 ・ 屋根の劣化調査は木造復元部のみを対象とし、瓦の破損、劣化、谷まわり、雨樋の状況について目視調査を実施した。 ・ 建物外部は、漆喰壁、色壁の浮き、亀裂、剥離、木部の腐朽など目視調査により破損箇所を把握しその位置と状況、数量を記録した。 ・ 建物内部は、色壁の周囲木部とのチリ切れ、雨漏りの痕跡等について目視調査を実施し、建物外部同様に破損箇所の位置と状況、数量を記録した。
対象範囲	木造復元部、能舞台・増築部
調査時期	平成 30 年 11～12 月
調査結果	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部では、軒樋の歪み等全面的改修が必要、土台などの木部の腐朽および壁面漆喰の浮き・亀裂が見られた。 ● 内部では、柱・木部周りのチリ切れが顕著(チリ切れ：柱、壁の取り合い部分の隙間) <p>【詳細】</p> <p>①外部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根は谷まわりの銅板の傷みが著しく、部分的に穴が確認できた。破損箇所については、同種材による補修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 本調査では木造復元部のうち、高御廊下棟南側の御休所棟および御座之間棟の屋根を中心に破損状況を確認したが、谷まわりの大部分に腐蝕等による穴あきや減肉（酸性雨等の影響による銅版の厚みが薄くなる現象。）などが見られた。現況を踏まえ、銅板葺きの全ての谷まわりにおいて調査を実施し、穴あき等の破損箇所については同種材料による差し入れ補修を行い、その他傷みが確認できた箇所においては適宜補修を行うことが必要である。 ・ 軒樋が不足しているため、不足分の雨樋を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> 本調査では御座之間棟の西側便所の軒樋の不足が確認できた。軒樋の不足部分から落ちた雨水が漆喰壁や土台に直に当たっており各所における傷みの要因の一つとなっている。軒樋の不足については追加を行い雨水の処理に配慮する。 ・ 屋根が入り組んでいるため、設置されている軒樋では雨水の処理がしきれず溢水による壁面の破損、劣化が確認できた。また、土台などの木部の腐朽も見られた。 <ul style="list-style-type: none"> 破損の著しい箇所については早急に修理を行う必要がある。 土台の修理方法としては、土台より上部をジャッキアップし、破損している土台全てもしくは一部について取り替え修理を行う。 能舞台の増築部分は南側および東側の土台、土間廊下は西側の土台一式が腐朽している。また、御座之間棟の西側便所南側の土台および柱の足元、御茶所西側の入り組んだ空間の土台も腐朽している。前者は屋根に雪止めや雨樋はなく、そのうえ通気性の悪さによる湿気のこもりなど悪条件な環境にある。このため、屋根から落ちた雪が土台脇に堆積しており、その湿気が土台の腐朽の要因の一つと

項目	内容
	<p>なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雪による重さから、軒樋の勾配や設置箇所が乱れており、本来の樋としての機能に支障が生じている。雪止め、受け金物の追加などによる対策を検討し、雨樋については建物全体における設置状況を確認し新設を検討する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 本調査では御休所棟および御座之間棟の軒樋の乱れが著しく目立つ。これらの棟は庭に面していることを考慮し、雪止めなどの器具の設置の際には形状や色などを考慮する必要がある。 ・漆喰外壁については全面的に浮きが目立つ。また一部上塗り漆喰が剥落し下地が露出している。漆喰壁の破損箇所については下地に傷みが生じる前に仕上げ漆喰を全て剥ぎ取り、新たに仕上げ漆喰を全面塗り替える。 ・御局棟北側における戸袋の腐朽が目立つ。柱と框については同種材にて解体修理を行う。 ・外縁は外部に面していることもあり、縁板の腐朽が目立つ。腐朽している縁板および框については同種材にて取り替えを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 奥座敷棟の西側、御亭棟東側の外縁の縁板および框については特に傷みが著しい外側数枚の縁板と框については同種材による取替えを行う。 ・色壁は柱や開口部廻りにおけるチリ切れや剥落が目立つ。いずれも同種材による補修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 御亭棟および御座之間棟・御茶所の外壁は柱周りのチリ切れおよび剥落が著しい。チリ切れは同種材にて補修を行い、剥落部は現状の仕上げ材を全て剥ぎ取り、新たに同種材にて上塗りを行う。 ・外縁に配置する階段は踏板およびささら桁（階段の踏板を受ける斜めに架ける桁材）の腐朽が目立つ。腐朽箇所は同種材にて解体修理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 奥座敷棟の西側および御亭棟西側の階段は特に傷みが著しいため、造り替えを行う必要がある。 ・能舞台・増築部分南側の空間に面する外壁には現在白色の鉄板が貼り付けられている。鉄板および下地材を全て撤去し、下地として中塗り仕上げを施し、仕上げ漆喰にて全面塗りとする。 <p>②内部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色壁は、柱などの木部廻りのチリ切れが目立つ。チリ切れの大きい箇所については同種材によるチリ切れ補修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 本調査では木造復元部および能舞台・増築部における開口部廻りや柱脇、におけるチリ切れが目立つ。 ・復元建物における窓廻りには雨染み痕が目立つ。調査の結果、現在進行している雨漏り箇所は見られないため現状維持とする。ただし、大雨や台風などの際には、雨漏り等の状況確認を行う必要がある。 ・色壁の床際に張る和紙の腰張りには、剥れや虫食いが見られた。既存の腰張りを撤去後同種材による張り替えを行う。

項目	内容
	<p>御亭棟および御座之間棟の一部の部屋の色壁には、腰張りが施されている。腰張りは全て撤去し張り替えを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外からの雨水の浸透により色壁の浮きが確認できた。現状の仕上げ材を全て剥ぎ取り、新たに同種材にて上塗りを行う。 <p>能舞台・増築部分の中庭に面した壁面の一部が雨水の浸透による浮きが目立つ。同種材にて補修を行うと同時に、外部からの雨水の浸透を回避するような対策についても検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長押の釘隠しが欠失している。既存の設置状況にあわせて新調する。 <p>御座之間棟の六畳ノ間と入側の長押の2カ所について釘隠しが欠失している。既存の設置状況にあわせて新調する。</p>

■劣化の状況

□外部

屋根-谷まわり全体：破損(穴)



屋根：破損・劣化



□内部

御座之間棟一九畳ノ間 チリ切れ

能舞台・増築部 色壁の浮き・剥落



■調査3 不陸調査

項目	内容
調査内容	レーザー墨出し器により計測 調査機材は、レーザー墨出し器を使用して、RC部は各室主要な箇所（4～5箇所）、木造復元部および能舞台・増築部分は柱全数について数値を記録した。
対象範囲	木造復元部、能舞台・増築部、RC造
調査時期	平成30年11～12月
調査結果	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none">● 建物の高低差はRC造部では0～280mm、木造部では0～200mm。● RC造部では軟弱地盤箇所と思われる部分における不陸が顕著● 計測値から木造部はRC造部の沈下に引っ張られていると考えられるが、RC造部より重量が軽量のため比較的数値が小さい。 <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建物内の床面の各所を相対的に計測した室内における不陸調査の結果より、博物館全体として0～280mmの範囲で床面高さに垂下の数値が計測された。全体からするとRC造部における不陸が大きく、西から東にかけて数値が大きくなる傾向にある。なかでも大きな数値が表れたのがRC造部の東側に集中している。この周囲は、昭和59年に実施した地質調査の結果からも地盤の軟弱さが示されている。・ 木造復元部に限った不陸は、0～200mmの数値を記録する。RC造部同様に西から東に下がっており、さらにRC造に接続する位置での数値が大きい。・ 彦根城博物館における構造図等の図面からは、上部建物についてはエキスパンションジョイントにより5つの構造体に区分するとしているが、図面から判断すると耐圧盤に関してはブロック別に分離されておらず一体であることが想定される。・ 以上から、建物の構造体である基礎耐圧盤が上部建物の自重による地盤の圧密沈

項目	内容
	下によって不陸が生じていると考えられる。特に、重量の大きいRC造部分の沈下量は大きく、なかでも軟弱地盤である箇所についての沈下は顕著である。木造復元部は、RC造側に引っ張られてはいるものの、上部構造が比較的軽量であることから沈下は小さくなっていると考えられる。

■調査4 柱傾斜調査

項目	内容
調査内容	デジタル水平器による調査(高さ1,000mmにおける傾きを測定) 調査機材は、デジタル水平器を使用して、柱1本につき南北、東西の2方向で柱の傾斜を計測した。計測高さは鴨居の下端を基準として、敷居から約1,820mmの高さの位置とした。
対象範囲	木造復元部、能舞台・増築部
調査時期	平成30年11～12月
調査結果	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱の傾斜における数値は、1/1,000mmの計測値である。調査の結果から、各柱における傾斜は見られるものの数値は小さく、10mmを超える箇所はほとんど見られない。 ● 不陸調査の結果を考慮すると、柱に生じている傾斜は、下部構造の基礎耐圧盤の沈下によって生じたものと考えられる。

※注

調査2. 3. 4において、本建物に関連する資料については、以下のものを参考とした。

- ・ 「特別史跡彦根城跡表御殿復元工事報告書」彦根城博物館，1988年3月
- ・ 「彦根城博物館建築物調査委託業務調査報告書」彦根城博物館，平成23年11月
- ・ 「(仮称)彦根城博物館建築計画に伴う地質調査(土質試験)報告書」彦根市建築課、北川鑿泉工業，昭和59年
- ・ 1105-4・5 工事名(仮称)彦根城博物館建設工事 工事写真(建築)
- ・ 1105-6 工事報告書(超高压噴射工法による地盤改良工事)及び工事記録写真
- ・ 工事名(仮称)彦根城博物館建設工事 竣工図(木造復元棟・能舞台移築・庭園復元・外構)
- ・ (仮称)彦根城博物館 設計図(A3縮小版)
- ・ 彦根城博物館 能舞台楽屋増築工事 設計原図(施工図)
- ・ (仮称)彦根城博物館建築計画に伴う地質調査(土質試験)報告書，彦根市建築課・北川鑿泉工業，昭和59年

■調査5 電動シャッター・自動ドアに関する検証

項目	内容
調査内容	メンテナンス会社へのヒアリング、現場確認
対象範囲	設置箇所 12 箇所
調査時期	平成 30 年 11 月
調査結果	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特に課題となるシャッターは能舞台前の 2 箇所：既存のシャッターは利用停止し、強化ガラスへの変更および防犯対策としての防火扉施錠 ● その他共通事項として、エマージェンシースイッチ、障害物検知装置の設置検討、メンテナンスの容易性向上のため点検口数の拡大および点検口の拡大 等 <p>(現状の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能舞台前の 2 カ所のシャッターについては、巻き上げ時にスラッドが揺れて片ずれが生じており、幅が12,500mm、13,500mmと大きいため、修復が困難な状況にある。 ・ その原因により、天井内のシャッター支持材が摩耗している。 <p>(対応方針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支持材が破損した場合、シャッター本体が落下する危険がある。 ・ 支持材を交換するために、シャッター本体を仮吊りする必要があるが、シャッター本体が重く、大きなウィンチが必要となり、設置する場所が無い。スラッドが長く、建物からも庭からもシャッターの搬入が出来ない。そのため、シャッター本体が故障した場合、取替が出来ない。 ・ 定期点検を実施しているメンテナンス会社の提案の通り、日常使用を最低限にするべきである。 ・ シャッター設置の目的が、ガラス破損防止であるならば、現状のフロートガラスから飛散防止フィルム貼りの強化ガラスに変更する案が想定される。 ・ その他シャッター類に関する共通事項として、日常的なエマージェンシースイッチ（シャッター巻き上げ時の異物巻き上げ防止）や障害物検知装置の設置の検討が必要である。

■調査6 設備改修に関する検証

項目	内容
調査内容	メンテナンス会社へのヒアリング、現場確認
対象範囲	屋根裏および機械室上部エアハンドリングユニット（エアハン：空気調和設備）
調査時期	平成 30 年 12 月
調査結果	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 部品交換により対応した設備機器の撤去に当たっては、既存設備や建物施設の仮撤去・復旧等を行う必要が生じるため大規模改修工事が必要 ● 工事期間は 2～3 年程度の休館が必要となる。

8. 管理者等ヒアリング結果

蟻害・腐朽・不陸調査・柱傾斜調査の結果を説明し、どのような問題が生じているのかについて、ヒアリングを実施した結果については以下の通りです。

表 ヒアリング調査結果

項目	内容
調査時期	平成 31 年 3 月
①本館：展示スペースについて	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 展示室は、平成 21 年頃にずれによる隙間があったため、9 年前にパッキングにより修復をしている。 ・第 6 展示室について、床のずれから展示のケースがずれており、ゴムなどを挟むことでバランスをとっている。 ・展示ケースの鍵穴が合わないため、ガラスが開きにくいなどの問題が生じている。 ・簡易な今後の対応としてパッキング等ゆがみの定期的な確認があげられる。
②本館：収蔵庫について	⇒収蔵庫の木製扉（網戸形式）が下がってきており、開けづらい。収蔵庫 1 は扉が床に擦っている。収蔵庫 2 の木製引戸も引っかかる箇所がある。
③本館：シャッターや防火扉について	⇒開閉が困難となった防火扉の上下を削ることで対応（※毎年修理を実施） ⇒建物床の傾斜方向に沿ったシャッターの不具合が多い。 ⇒シャッターのあり方を検討する必要がある。台風などから室内を守るために設置されているのであれば強化ガラスに変えるなどの検討も考えられる。
④能舞台とその周辺について	<ul style="list-style-type: none"> ・スライディングウォールの開閉が不自由であり、隙間が生じている。 ・スライディングウォールを開け放つため、展示室への外気の流入や虫の侵入があることから、温度変化等による展示物への影響が懸念される。 ・今後は、外気の流入が深刻なため、風除室など空気が流入しない対策が必要である。 ・スライディングウォールの老朽化により、安全性が懸念される。 ・能舞台を観る客席は展示室の位置づけであるため、客席を常設できない状況にあり、収納式客席の設置により点検対象となっている。
⑤庭園について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構のために木々の植替えができない。 ・しだれ桜は植替えているが、大きくなる前に枯れてしまう。 ・建設当初は、池の水が循環する仕組みで設置されていたが、池の水を汲み上げるポンプが故障しており、また循環する際の水路が漏水していることから、現在はホースで水道水を導入している。
⑥排水について	・全体的に排水が細く、鉄管の錆やつまりが懸念される。特に、本棟管理エリアに

項目	内容
て	<p>おける雑排水・汚水の排水機能の劣化が顕著なため、早急な対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8～9年前に清掃実施、トイレ利用が多い時期は悪臭発生あり。(※小便器の流れが特に悪い。) ・ その他 <p>沈下について</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒学芸員室の天井裏の空調の水が漏れている。 ⇒障子や襖が所々ジャッキアップを行わないと閉まらない箇所がある。 ⇒建具や設備機器は、建物沈下による挙動に連動しないため、劣化が顕著となるおそれがある。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ⇒外壁土壁の支柱が腐食しており、地震時に倒壊のおそれあり。 ⇒電気ヒーターのユニットは稼働していない。 ⇒展示室・事務室の照明器具のLED化を整備中、今後は能舞台を検討中。 ⇒屋根裏にある空調の入替え工事には1年ほど期間を要する。

9. 現状のまとめ

1) 現状の整理

前項までの調査結果を踏まえて、今後の適正な維持管理計画を策定するに当たり以下に整理します。

	本館：RC棟	木造復元棟	能舞台	その他敷地全体・庭園
利用者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の約17万人をピークに減少、平成27年以降増加傾向に転じるも平成30年度の観覧者数は約12.5万人の状況。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 講堂の利用状況（利用件数、利用者数）は、142件/年、2,985人（平成30年度実績） 	<ul style="list-style-type: none"> 木造復元棟の利用状況（利用件数、利用者数）は、8件/年、344人（平成30年度実績） 	<ul style="list-style-type: none"> 能舞台の利用状況（利用件数、利用者数）は、30件/年、1,981人（平成30年度実績） 	—
観覧者意向 ※アンケート結果による (回答率 約1%)	<ul style="list-style-type: none"> 回答者の居住地は、毎年県外からが約50%以上を超えている。市内からは毎年10%未満である。 施設へのアクセス手段については例年、自家用車が最も多く5割を超えている。一方、自家用車の利用割合は減少傾向、電車利用が増加傾向にある。 来館者の興味のある分野については、「甲冑・刀剣」への興味が高く、次いで「庭園」、「木造棟」の順で平成26年度以降、同様の傾向である。 満足度については、平成26年度以降は「とても満足」および「まあ満足」を含む「満足」が80%以上。 			
コストの状況	<ul style="list-style-type: none"> 歳出に関しては、維持管理費が約1億円～1.2億円、事業運営費が約4,900万円～7,400万円で推移。歳出全体では約2.5億円前後で推移。 歳入に関しては、使用料および手数料、諸収入が主なもので、約8,500万円～1億円程度で推移。 			
管理・運営の状況	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営に当たっては、市による直営で実施。 			
劣化状況 (平成28年度)	<ul style="list-style-type: none"> A敷地地盤：木造塀の腐食がみられ、塀の全面改修が必要。発電機の劣化がみられるため長期的には更新が必要。 B外壁：白蟻痕、クラック・剥離欠損多数みられ、外壁の全面改修が必要。 C屋上屋根：排水におけるオーバーフローあり：要経過観察 D建物内部：パーティションの設定による防災設備の適切な設置が必要。雨漏り痕あり。 E避難施設等：排煙設備・非常用照明装置の更新 			
近年の改修工事	近年の改修工事は、展示室5・6照明設備改修委託業務（平成29年度）、講堂電灯設備ほか改修工事（平成28年度）、展示室1展示ケース電灯設備改修工事（平成28年度）、空調設備改修工事（平成26.27年度）、屋根ほか改修各種工事（平成26.27年度）、木造棟畳表替修繕（平成26年度）、館内トイレ洋式化（平成26年度）、展示ケースクロス張替え（平成26年度）			
蟻害・腐朽調査 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> 全般的に良好な状態であるが一部被害の大きい箇所あり。 御座之間棟：建物北西側、トイレ周辺部が顕著。 能舞台：能舞台、橋掛、控室の被害が顕著。 			<ul style="list-style-type: none"> 外構部(瓦塀)：全体的に腐食を伴う被害が大きい。予め薬剤処理をした部材による交換が適切。
劣化調査 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> 外部では、軒樋の歪み等全面的改修が必要、土台など木部の腐朽および壁面漆喰の浮き・亀裂あり。 内部では、柱・木部周りのチリ切れが顕著(チリ切れ：柱、壁の取り合い部分のすきま)。 			
不陸調査 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高低差はRC造建物では0～280mm、木造建物では0～200mm。RC造建物では軟弱地盤箇所と思われる部分においての不陸が顕著。 計測値から木造部分はRC造建物の沈下に引っ張られていると考えられるが、RC造建物より重量が軽量のため比較的数値が小さい。 			
柱傾斜調査 (平成30年度)	<ul style="list-style-type: none"> 柱の傾斜における数値は、1/1000mmの計測値である。調査の結果から、各柱における傾斜は見られるものの数値は小さく、10mmを超える箇所はほとんど見られない。 不陸調査の結果を考慮すると、柱に生じている傾斜は、下部構造の基礎耐圧盤の沈下により生じたと考えられる。 			

	本館：RC棟	木造復元棟	能舞台	その他敷地全体・庭園
問題点・課題	<p>■建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外壁全体の漆喰の早期補修 ○施設全体の不陸への対応 <p>■設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○玄関：入り口から受付までのアプローチが長く、アクセス改善が必要 ○収蔵庫：扉の開閉に不具合有、玄関の吊式自動ドアの下部が地面に接触、必要な収蔵スペースが不足（令和元年7月時点で約154%の収納率） ○施設内シャッターのうち、相当な重量のある脇見所スライディングウォールについて安全面が懸念 ⇒施設内シャッターの重点的な点検、脇見所スライディングウォールの利用停止および強化ガラスへの変更、能舞台利用時に窓ガラスを開閉するため外気流入に伴う収蔵品への影響への対策 ○展示ケース・ガラス：接続部分等の劣化や歪み等が散見 ⇒接続部における重点的な点検の実施、必要に応じた安全対策の実施 ○トイレ：利用者数が多い時期における消臭機能の向上、バリアフリーへの対応が不十分 ⇒設備の機能向上 ○天井裏設備における適切な時期の搬出 ⇒館内リニューアル等とあわせて大規模改修の検討 	<p>■建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外壁全体の早期補修により漆喰の劣化の進行の抑止が必要 ⇒歴史的な建築物が集積するエリアの施設として景観上にも配慮した維持・保全の取組みへの対応 ○雪溜りによる湿気対策 ⇒排水溝の健全化、強制換気設備の設置により、劣化の進行を抑止し、長期的な維持保全への対応 ○蟻害被害への全面的な薬剤処理が望ましいが、被害箇所を中心としたエリアの優先的な対策が必要 ⇒今後は、1～2年ごとの定期的な蟻害・腐朽被害の調査診断の継続が必要 	<p>■建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○能舞台では全面的な薬剤処理が望ましいが、被害箇所を中心としたエリアの優先的な対策が必要 ⇒今後は、1～2年ごとの定期的な蟻害・腐朽被害の調査診断の継続が必要 	<p>■外構</p> <ul style="list-style-type: none"> ○瓦塀の一体的な早期修繕 ○かぶき門の横の木塀に傾斜がみられるとの指摘があり緊急補修対応中。 <p>■遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> ○しだれ桜は植え替えしても枯れてしまうが遺構のため木々の植え替えが困難 <p>■管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○蟻害調査の定期的な点検の位置づけ

2) 課題のまとめ

今後、彦根城博物館をさらなる市民ニーズに対応できるよう行政サービスを維持しながら、財政の平準化、公共施設等の最適な管理を実現していくためには、公共施設マネジメントの視点を踏まえ、以下の5点を基本的な課題として認識し、必要な対策を進めていくことが求められます。

■課題1 安全・安心の確保

① 不陸への対応

躯体の耐震性については確保されているものの、平成30年11月の調査結果により、建物の不陸が確認されており、施設における来館者の安全性の確保や展示品、展示ケース、建具等への影響が生じるおそれがあるため、改善策の検討が必要です。

② 自動ドア・シャッター類・スライディングウォールの不具合

施設の利用に当たっては、自動ドア・シャッター類等における不具合により、安全面への特段の配慮が必要です。

③ 木塀（外構）、その他

本施設を取り囲む外構部における木塀については、全体的に支持部が腐朽・劣化しており、地震時や強風時に倒壊等のおそれが高いため、早急な改善が必要です。また、かぶき門横の木塀についても傾斜がみられるため、安全対策が求められます。

④ 収蔵品の安全確保

本施設には収蔵品を多く管理しています。上記の課題事項により、これらの収蔵品に与える影響を十分に検証し、安全確保対策と適正な管理が図られるよう努める必要があります。

■課題2 事後対処から予防保全への転換

① 安全対策

不特定多数の利用者が訪れる本施設については、利用者の安全性を優先事項として設定し、施設の安全性を確保するために必要な対策を検討します。

② 劣化対策

施設の供用開始後、30年以上が経過し、建築物や設備の劣化が顕著となってきています。施設の全体的な劣化状況を定期的に把握し、計画的な予防保全を図っていくうえで、整備の優先度を設定し、特に安全面に対して緊急性の高い対策については早急な対応を図っていく必要があります。

③ 予防保全

建物の耐震性は確保されていますが、設備等の更新を必要とする時期を迎えており、順次、対応が必要となっています。前述の不陸対策の対応方針との兼ね合いから、大型設備機器の搬出等をあわせて実施することが望ましいため、不陸対策とあわせて大規模改修の実施の検討が必要です。

■課題3 社会教育施設としての博物館機能の充実

本施設は、「第2章 施設を目指すべき姿」で示した社会教育施設としての充実を目指していることを踏まえ、下記の事項について取り組むことが求められています。

① 資料収集保管

収蔵している博物館資料を良好な状態で永年的保存をし、かつ市内外に埋もれている貴重な文化財の廃棄や散逸を防ぐため資料の収集保管に努めていますが、収蔵庫の収納容量を超え過密に収蔵している状態にあり、資料を良好な保存環境で安全に保存していくうえで問題が生じています。また、収蔵スペース不足により寄贈・寄託の受け入れが大きく制約されており、資料収集にも支障を来している状況です。新たな収蔵スペースの確保に向けて取り組む必要があります。

さらに、博物館資料には時代を経て損傷した美術・古文書資料が多くあります。資料の保存と公開のために、修復を行っていく必要があります。

② 調査研究

学芸員が博物館資料の調査研究に従事する時間を確保できていない状況です。館内の事務分掌の再編成など、学芸員が専門性を活かした業務に集中できる体制を整備する必要があります。

③ 展示

彦根藩主井伊家に伝来した大名道具と古文書を核として、通常の展示として「ほんものとの出会い」を2ヶ月1回の展示替により構成し、あわせて、館蔵資料によるテーマ展・特別公開と、館外資料もあわせて展示して開催する特別展・企画展を1ヶ月単位で開催しています。

これらの展示を通して、彦根および近世大名の歴史や文化を観覧者に理解してもらうことを開館以来の趣旨としています。この趣旨を守りつつ、さらに充実した内容のものとするために、時代のニーズに適合した展示手法を採用していく必要があります。

④ 教育普及

博物館独自の学習機会や学習素材を提供することにより、学校教育と社会教育に寄与することが求められています。

⑤ 伝統芸能・伝統芸道の保存・継承

博物館施設は彦根城表御殿の外観を復元したものであり、館内に表御殿能舞台を移築し、御殿の奥向空間を木造棟で復元することにより、近世大名の政治・生活空間を動的に体感できることを館のコンセプトとし、能舞台での能や狂言の公演や木造棟での茶会などを実施してきました。彦根城内の御殿で伝統芸能と伝統芸道を体感できる場所であることの価値を明確にし、文化の保存と継承を行っていく必要があります。

■課題4 施設の有効活用

① 観覧者数の増加に向けた取組

H19年度（彦根城築城400年祭）をピークに、H23年度（戦国歴史ブーム、市制75周年）、H29年度（彦根城築城410年祭、「おんな城主直虎」特別展開催）を除き来館者数の減少傾向が続いており、広報宣伝活動の充実、満足度向上に向けた取組の推進などの対策を講じる必要があります。

- ・当館の広報宣伝は、受動的なものに留まっている。
- ・有料観覧者のうち、彦根城とのセット券購入者が約78%を占めている。
- ・博物館観覧者数は、彦根城入山者数の約20%以下に留まっている。
- ・彦根城築城410年祭(H29/3/18～12/10)に伴う城山観覧料改定による彦根城・博物館のセット料金値上げが、博物館観覧者数の大幅な減少を招いていると考えられる。

～H29/3/17 彦根城 ¥600、博物館¥500、セット¥1,000

H29/3/18～ 彦根城¥1,000、博物館¥500、セット¥1,500

H29/12/11～ 彦根城 ¥800、博物館¥500、セット¥1,200

- ・観覧者の内訳は、他府県からの観光客が大半で、彦根市民は少ない。
- ・彦根城内に立地し、来館者用無料駐車場を設けられないことが、市民が気軽に来館できないことの要因となっている。
- ・来館者アンケート等によると、本物志向の美術工芸品や古文書の展示に加え、表御殿を復元した建物外観、木造棟、庭園や能舞台への満足度は高いが、これらの魅力をうまく誘客に繋げられていない。

② リニューアル改修

当館の内観は、表御殿の外観復元との調和を図り伝統的な建築意匠を取り入れて大名文化を実感できるものとして建築されていますが、開館後30年以上経過した現状では、時代のニーズに適合しているとは言い難い状況となっています。

当館が誇る全国的にも稀な魅力（「ほんもの」との出会い）をテーマにした大名家伝来の美術工芸品や古文書の展示、江戸時代に建立されたものを移築復元した能舞台、表御殿を復元した建物外観、木造棟、庭園）を最大限に活かしたうえで、博物館機能の充実、観覧者数の増加を目的に、時代のニーズに適合した、より魅力的で利用しやすい博物館を目指すリニューアル改修が望まれます。

- ・江戸時代を意識した展示室等はその特色がよく活かされているが、ホール・受付・売店等の内観が時代遅れ感を否めない。また、トイレ等を含むレイアウトが観覧者の動線と合致していない。
- ・全体的に硬いイメージがあり、特に玄関入口は、彦根城への観光客にとって気軽に入りづらい雰囲気があり、博物館であることも判り難い。
- ・玄関レイアウトが、来館者と退館者の動線を区分できず、さらに靴袋への出し入れ、スリッパへの履き替えにより流れが滞る。
- ・展示エリア外でゆっくりくつろげる飲食スペース（飲料自販機コーナー等を含む）がない。
- ・能舞台と見所との間のガラス壁を開放する際の展示エリアへの外気や虫等の流入を防ぐ措置が不完全である。また、大型のガラス壁を手動で開閉しており、作業効率・安全性

の向上のため自動化が望ましい。

■課題5 効率的・効果的かつ適正な管理運営方法の選択

① 観光分野との連携

当該施設の立地特性として、彦根城をはじめとした歴史的な施設が集積していることから、観光分野における取り組みと連携し、地域活性化を進めていくことが求められます。

② 官民連携のあり方検討

公共施設の運営においては、施設の運営の一部を指定管理者制度の活用による民間活力導入によるサービス水準の向上やコスト縮減等が求められています。一方で、本施設は、貴重な博物館資料の永年保存に向け、保存環境維持や博物館資料の状態把握などに細心の注意を払った管理運営が求められます。また、井伊家から彦根市への資料寄贈に際し、彦根市として、井伊家伝来の資料の保存管理に万全を期し、調査・研究・公開などに誠意をもって対応していくことを基本方針として定めているため、当館は、市が明確に責任を持ち、継続的・安定的な組織体制のもとに運営が行わなければなりません。

官民連携のあり方については、この施設のあり方を踏まえたうえで検討する必要があり、彦根市社会教育委員の会議からの答申「彦根城博物館の管理運営は直営で行うことが望ましい。（平成18年2月20日）」を尊重するものとします。

第4章 適正管理および施設整備の基本的な方針

1. 適正管理に向けた方針

方針1 施設の安全性を重視した適正な維持管理

- 不陸の状況に対しては、まず、平成30年11月調査の建物内部の床面の高低差の測量とは手法を変え、外部からの測量により建物傾斜の度合いを把握する調査を実施します。沈下の進行状況を把握するため、同じ手法による調査を3年ないし5年程度継続したうえで、安全管理上の問題、施設の維持管理や長寿命化計画等に及ぼす影響などを検証し、その検証結果を受けて対処措置の必要性を判断します。
- 自動ドア・シャッター類等や木塀（外構）の不具合については、不特定多数の施設利用者の安全を確保するための対策を講じます。ただし、不陸による影響の可能性が考えられる自動ドア・シャッター類等の整備・改修等については、沈下の進行状況を把握した後に具体化に向けて検討します。
- 来館者等の安全確保および収蔵品の適切な保存管理は、博物館にとって重要な機能として求められます。今後は、文化庁が示す「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年12月23日改訂）」等を活用して施設全体の安全性を高めるとともに、収蔵品の管理においても必要な対策を講じていきます。

方針2 予防保全による長寿命化の推進

- 建物については、老朽化等の状況を踏まえて安全性を重視し、適切な長寿命化対策を計画的に実施することで、躯体への劣化の影響を抑制し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 設備については、修繕・更新等の周期を踏まえて計画的な保全を行います。大規模な修繕等の実施に当たっては、適切な博物館運営が可能となるよう、計画的に推進します。また、修繕・更新を行う場合は、将来の社会ニーズ等も踏まえて最適な対応策を検討します。
- 施設の維持管理については、日常的には職員による自主点検を通じて適正に実施します。専門性が高い施設の機能に係る点検については、機能に応じて点検回数を見直し、適正に実施します。

方針3 博物館機能の充実

① 資料収集保管

- 収蔵庫内に保管している収蔵品は棚の容量を大きく超えており、今後も収蔵品は増えていくことから、新たな収蔵スペースの確保を目指します。
- 彦根城博物館は特別史跡内に位置することから、敷地内でのスペースの確保は困難であるため、史跡外に収蔵庫機能を持つ施設を新設する（単独施設あるいは他の施設との複合施設）、既存施設を改築することによってその一部を収蔵庫として活用するなど、費用や利便性を鑑みながら検討していく必要があります。長期的には、市の文化財を管理する部署が協議し、資料収集および収蔵方法に関する基本方針を定め、文化財収蔵庫建設の基本計画を策定して解決すべき課題ですが、当館にとっては、早期に解決すべき課題であるため、庁内他部署より先行してでも取り組む必要があります。

② 調査研究

- 学芸員が専門性を活かした業務に集中できる体制を整備し、外部の研究者と共同で研究を行うなど、豊富な収蔵資料の内容を広く紹介し、彦根の歴史や大名文化に関する研究を推進していきます。

③ 展示

- ほんものの作品を展示すること（本物志向）により、江戸時代の歴史・文化・美術の魅力を伝えるという開館以来の特徴をより生かした展示を目指します。そのために、新たな展示手法を採用するとともに、時代のニーズに適合した、より魅力的で利用しやすい館を目指したリニューアル改修を行います。

④ 教育普及

- 社会教育施設として博物館ならではの役割を果たすために、小中学校への学習素材の提供や講座・講演会を実施していきます。

⑤ 伝統芸能・伝統芸道の保存・継承

- 全国で唯一現存する城内の能舞台であるという立地・環境を生かした、彦根市が全国に誇りうる文化的な取り組みとして、彦根城能と狂言を開催していきます。

方針4 利用者本位で満足度の高いサービス提供の推進

- 広報宣伝、誘客について、博物館全体で戦略を練り、積極的にアピールする方法を考えて実行に映していきます。
- 本施設の魅力を積極的にPRするとともにホームページによる広報宣伝の充実を図ります。
- 彦根市民や近隣からの来館を促す方策、リピーターを獲得する方策などを企画し、実行していきます。

方針5 彦根の歴史・文化の積極的な発信

- 本施設は、彦根城の麓に立地し、彦根城散策後にアクセスしやすい場所に位置しています。さらに、彦根駅からも至近距離にあり、周辺にも多様な歴史的資源が配置されています。これらの資源と連携を図り、歴史・文化を知る体験機会の充実、観光面での地域活性化に資するよう取り組みます。
- 博物館の管理運営に市が責任を持ち、継続的・安定的な組織体制のもとで、博物館資料の保存、調査研究、展示公開の充実、彦根の歴史文化の発信を行います。

2. 施設整備に関する基本的な考え方

1) 劣化等対策の優先順位の考え方

平成 28 年度実施の劣化診断調査、平成 30 年度実施の各種劣化状況調査および各種設備の定期点検の結果を受けた劣化等の対策を優先事項として取り組みます。

そのうち、木塀（外構）・消防設備・電気設備の改修、不陸進行調査といった安全確保のために必要な対策を最優先事項とします。

R C 造棟の外壁塗装および木造棟全体の劣化対策については、安全面や利便性への影響は比較的小さいと考えられるものの、本施設の特性を踏まえると歴史的な環境保全や景観上の配慮が求められることから、優先事項とします。特に木造棟は、建物自体が展示対象であることを踏まえる必要があります。

2) 施設整備における基本方針

今後は、以下のような方針のもと整備を実施します。

■木造棟における方針について

木造棟における主要構造部の傷みは、建物の歪みや倒壊等に影響するおそれがあります。現在、木造棟部分における破損の状況から、木造復元部における修理は、まずは建物の主要構造部である軸部を優先して実施します。

また、外壁は、漆喰壁は全体的に浮きが著しい状況にあります。漆喰壁は、破損が下地にまで及ぶと仕上げの塗り替えにとどまらず、より大掛かりな修理に及ぶ可能性があるため、まずは仕上げが剥落し下地が露出している箇所を優先的に実施します。

■R C 造棟における方針について

R C 造棟における劣化診断調査結果を基に、建物については、劣化の著しい箇所および美観への影響が高い箇所を優先的に整備します。また、設備面においては各種機器の耐用年数や稼働状況を考慮し、適切な時期に交換を実施することにより、博物館機能を維持します。

■施設全体に係る安全対策の方針について

施設の不陸に関する調査を継続的に実施し、状況の変化を注視していきます。施設の安全性を確保するに当たって必要な対策を検討するとともに、博物館機能の適正な維持管理を図るうえで必要な措置を講じます。

第5章 長寿命化実施計画

1. 使用目標年数の考え方

日本建築学会編集「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」によると、一般的な劣化作用を受ける条件下での構造体の計画供用期間は、短期（およそ 30 年）、標準（およそ 65 年）、長期（およそ 100 年）、超長期（およそ 200 年）の 4 つの級に区分されます。

彦根城博物館は、鉄筋コンクリート造および木造から構成されており、構造種別ごとに使用目標年数を設定する必要があります。

上記の計画供用期間の考え方と同様の取扱いとし、RC 造の使用目標年数は、標準供用級の 65 年に設定します。

なお、木造復元棟については文化財価値の高い施設であるため、上記の考え方に基づき設定すべき対象施設からは除外して取り扱うものとします。今後は、RC 造の使用目標年数後の取り扱い方針を検討する時期にあわせて対応方法を検討していきます。

表 使用目標年数の考え方

計画供用期間の級	耐久設計基準強度 (N/mm ²) *1	計画供用期間 *2
短期供用級	18	およそ 30 年
標準供用級	24	およそ 65 年
長期供用級	30	およそ 100 年
超長期供用級	36	およそ 200 年

出典：日本建築学会編集「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」

*1 耐久設計基準強度：構造体および部材の計画供用期間に応ずる耐久性を確保するために必要とするコンクリートの圧縮強度の基準値

*2 計画供用期間：建築物の計画時または設計時に、建築主または設計者が設定する建築物の予定供用期間

2. 長期保全計画

使用目標年数の期間において、建物や設備を適正に維持管理していくため、建築（屋根、外壁等）、電気設備、機械設備の部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。

長期的に見込まれる保全コストのうち、金額の大きなものとしては、2031 年に空調設備（空気熱源ヒートポンプユニット）の更新のほか、中央監視盤の更新が見込まれています。

図 長期保全計画

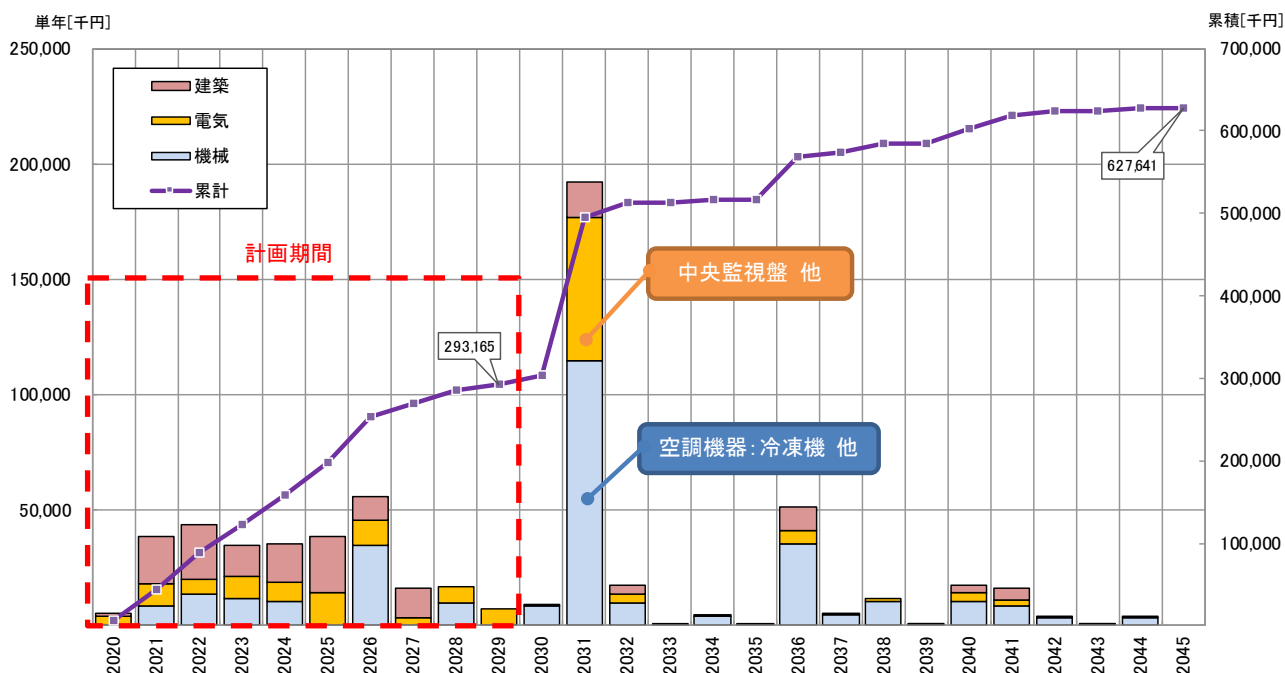


表 長期保全計画 10年間

年数	年度		建築		電気		機械		合計																				
			単年	累計	単年	累計	単年	累計	単年計	累計																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			
1	2020	R2	979	979	4,347	4,347					5,326	5,326																	
2	2021	R3	20,590	21,569	9,468	13,815	8,471	8,471			38,530	43,856																	
3	2022	R4	23,979	45,548	6,174	19,990	13,886	22,357			44,039	87,895																	
4	2023	R5	13,334	58,882	9,710	29,700	11,752	34,109			34,796	122,691																	
5	2024	R6	16,782	75,663	8,248	37,948	10,528	44,637			35,557	158,249																	
6	2025	R7	24,710	100,374	14,130	52,078	49	44,686			38,889	197,138																	
7	2026	R8	10,021	110,395	11,303	63,380	34,652	79,339			55,976	253,114																	
8	2027	R9	12,355	122,750	3,665	67,045		79,339			16,020	269,134																	
9	2028	R10		122,750	6,670	73,716	10,130	89,469			16,800	285,935																	
10	2029	R11		122,750	7,230	80,946		89,469			7,230	293,165																	
11	2030	R12		122,750	1,086	82,032	8,425	97,893			9,511	302,676																	
12	2031	R13	15,255	138,005	61,958	143,990	114,996	212,890			192,209	494,885																	
13	2032	R14	3,447	141,453	3,793	147,782	10,010	222,900			17,250	512,135																	
14	2033	R15		141,453	19	147,801		222,900			19	512,154																	
15	2034	R16		141,453	1,086	148,887	3,875	226,776			4,962	517,116																	
16	2035	R17		141,453	19	148,906		226,776			19	517,135																	
17	2036	R18	10,021	151,474	5,821	154,727	35,609	262,385			51,451	568,586																	
18	2037	R19		151,474	19	154,746	4,718	267,103			4,737	573,323																	
19	2038	R20		151,474	1,086	155,832	10,370	277,473			11,456	584,779																	
20	2039	R21		151,474	19	155,851	48	277,521			68	584,847																	
21	2040	R22	3,447	154,921	3,793	159,644	10,599	288,120			17,839	602,686																	
22	2041	R23	4,948	159,870	2,721	162,365	8,471	296,592			16,141	618,827																	
23	2042	R24		159,870	1,086	163,452	3,287	299,878			4,373	623,200																	
24	2043	R25		159,870	19	163,471	49	299,927			68	623,268																	
25	2044	R26		159,870	1,086	164,557	3,287	303,214			4,373	627,641																	
26	2045	R27		159,870		164,557		303,214				627,641																	

表 長寿命化実施計画スケジュール

(百万円)

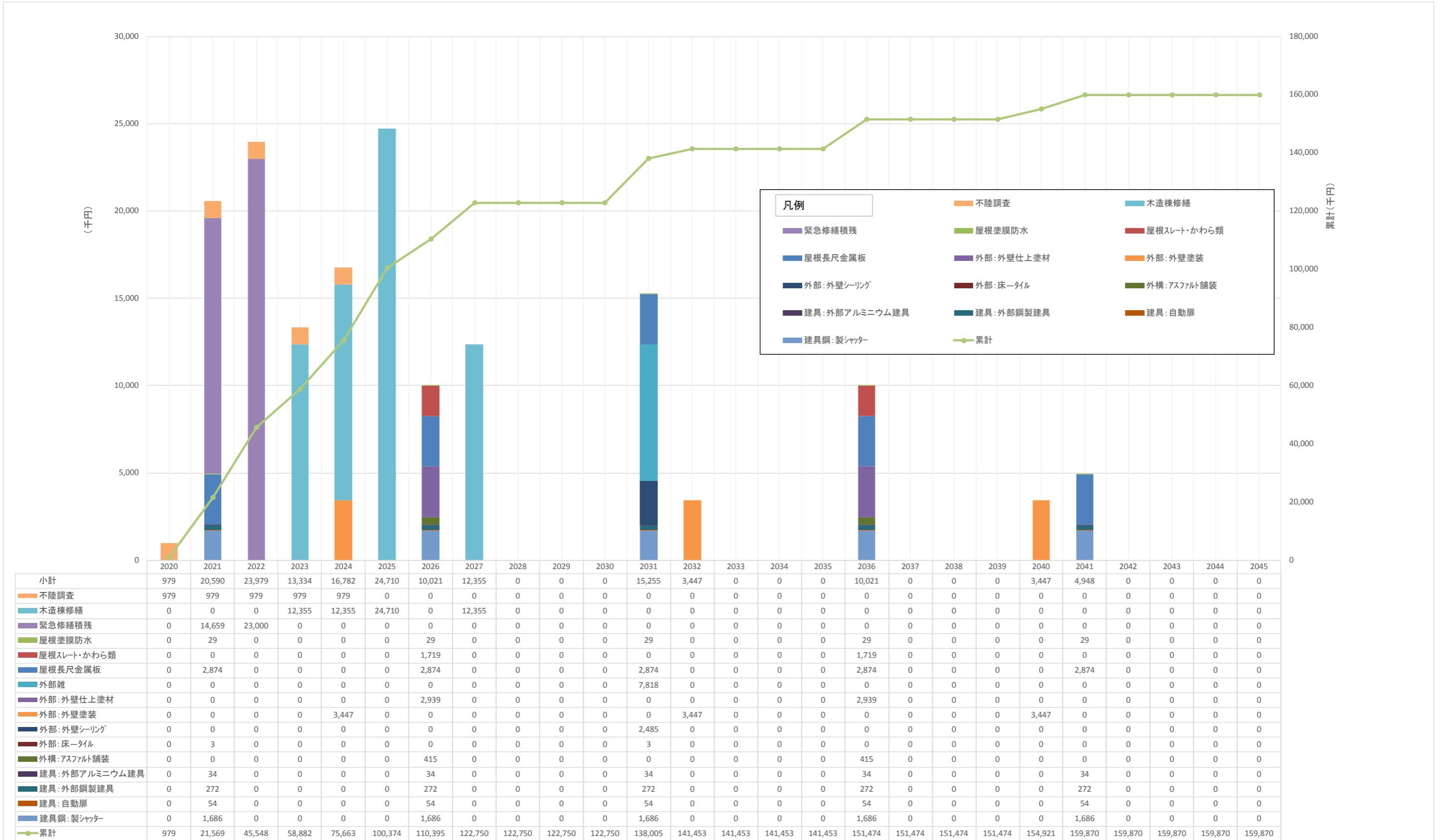
予防保全対象部位	計画期間																											小計
	2020 R 2	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11	2030 R 12	2031 R 13	2032 R 14	2033 R 15	2034 R 16	2035 R 17	2036 R 18	2037 R 19	2038 R 20	2039 R 21	2040 R 22	2041 R 23	2042 R 24	2043 R 25	2044 R 26	2045 R 27		
■ 建築	屋根	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18.0
外部	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	26.5
外構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	
建具	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	10.2	
緊急修繕・木造棟修繕	-	●	●	●	●	●	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99.4	
不陸調査	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.9	
■ 電気	受変電	-	●	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	14.1
発電・静止形電源	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	16.7
電力(LED含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	67.3
中央監視	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	64.3	
通信・情報(防災)	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	1.2	
避雷・屋外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
緊急修繕	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	
■ 機械	空調	-	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	270.6
換気	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	1.6	
排煙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
自動制御	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	16.0	
給排水衛生	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	13.8	
消火	-	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	1.2	
建築小計	1.0	20.6	24.0	13.3	16.8	24.7	10.0	12.4	0.0	0.0	0.0	15.3	3.4	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	4.9	0.0	0.0	0.0	159.9	
電気小計	4.3	9.5	6.2	9.7	8.2	14.1	11.3	3.7	6.7	7.2	1.1	62.0	3.8	0.0	1.1	0.0	5.8	0.0	1.1	0.0	3.8	2.7	1.1	0.0	1.1	0.0	164.6	
機械小計	0.0	8.5	13.9	11.8	10.5	0.0	34.7	0.0	10.1	0.0	8.4	115.0	10.0	0.0	3.9	0.0	35.6	4.7	10.4	0.0	10.6	8.5	3.3	0.0	3.3	0.0	303.2	
合計	5.3	38.5	44.0	34.8	35.6	38.9	56.0	16.0	16.8	7.2	9.5	192.2	17.3	0.0	5.0	0.0	51.5	4.7	11.5	0.1	17.8	16.1	4.4	0.1	4.4	0.0	627.6	

※表中の○は長期保全計画で予定された工事。●は劣化対策工事を含むものを表示。

※概算工事費のうち、工事費用が発生しない年は「-」と表示。

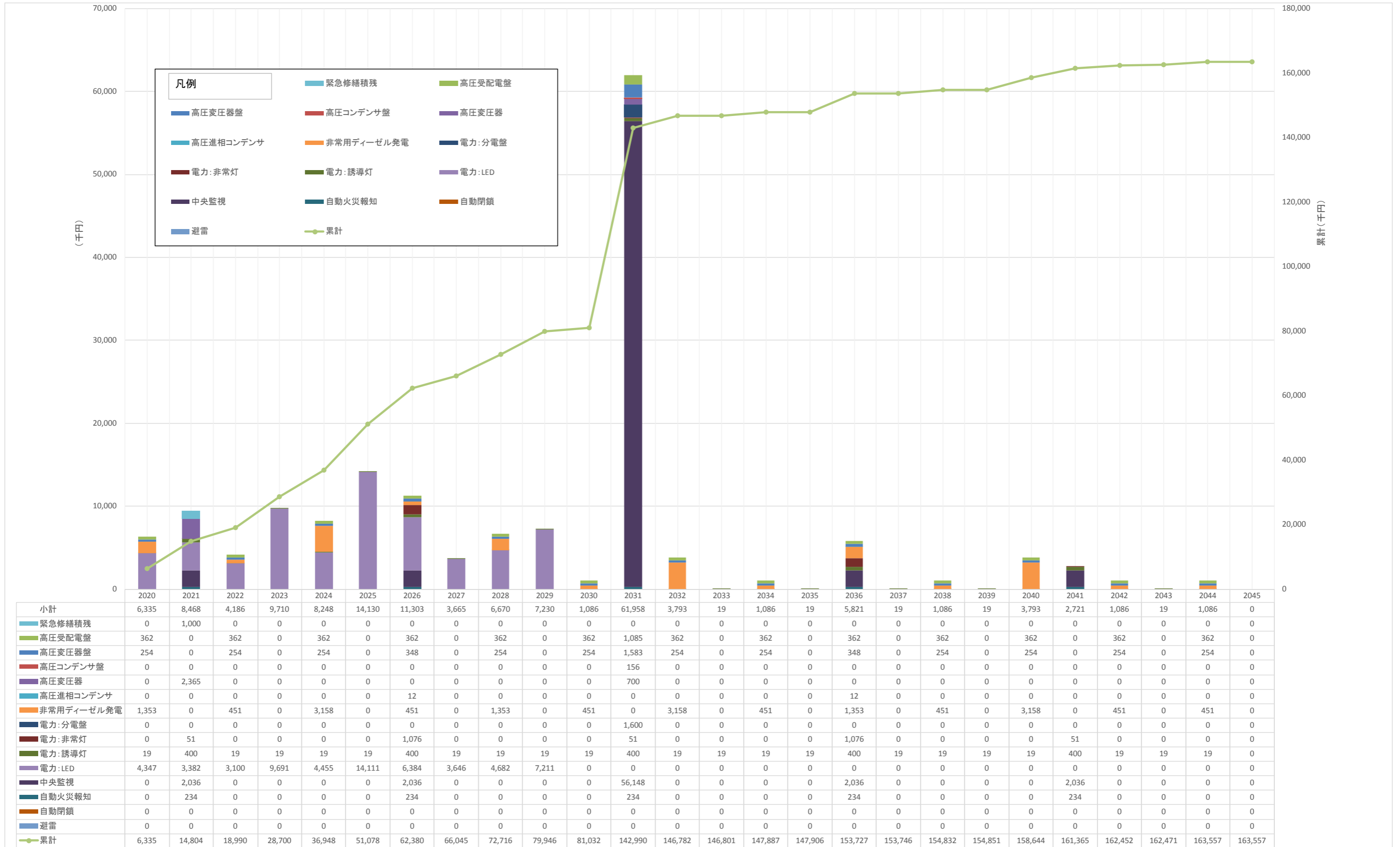
(ページ調整)

図 長寿命化実施計画内訳（建築）



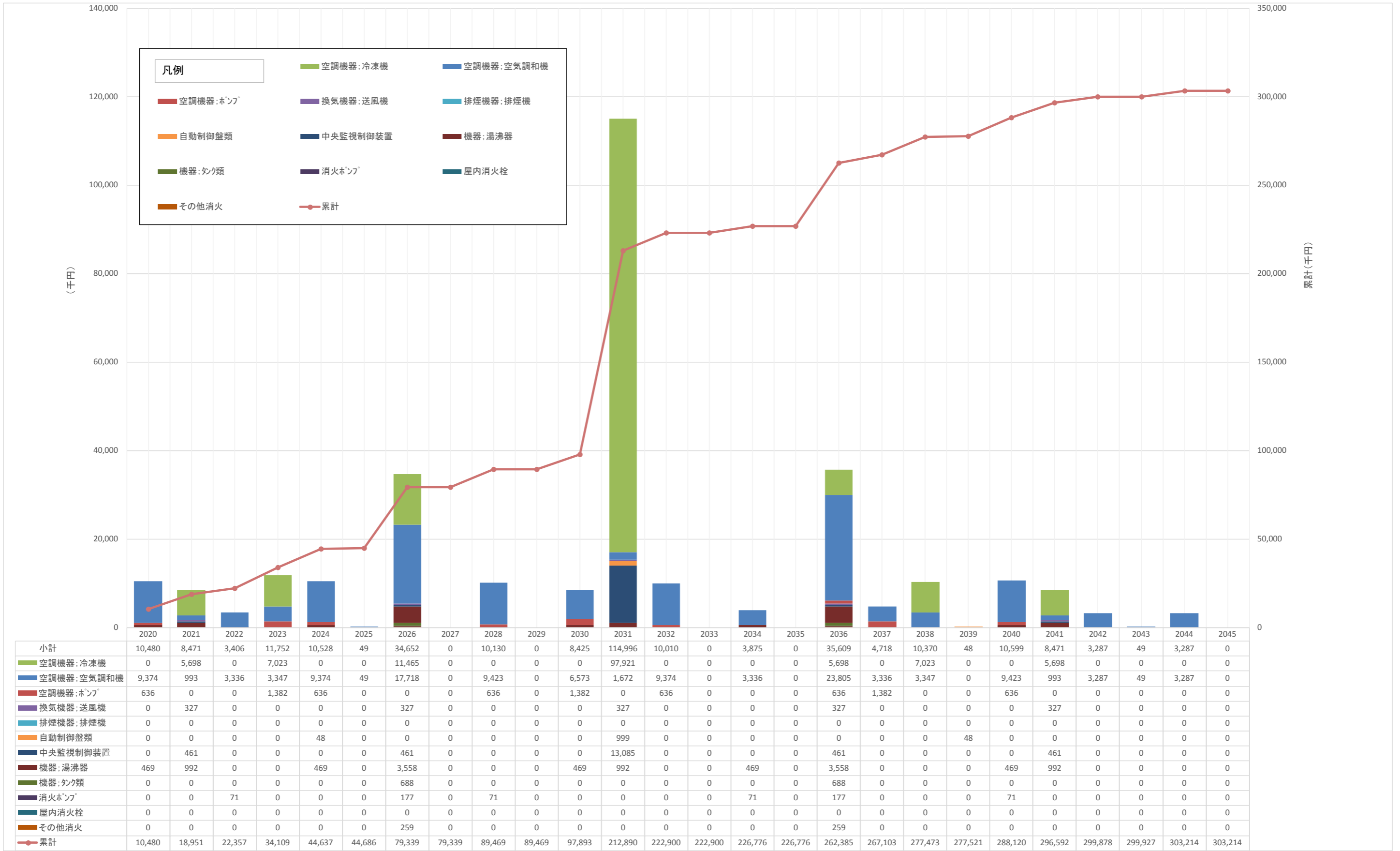
(ページ調整)

図 長寿命化実施計画内訳（電気）



(ページ調整)

図 長寿命化実施計画内訳（機械）



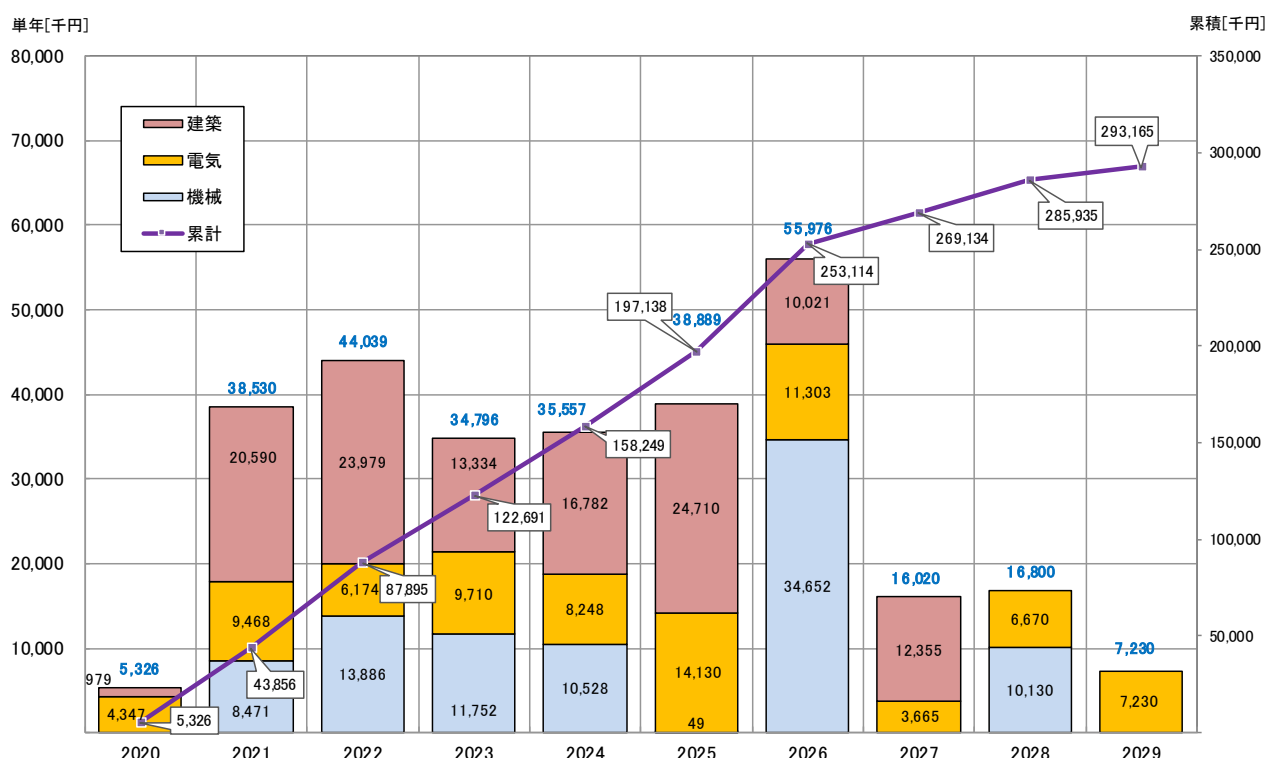
(ページ調整)

3. 短期保全計画（10年間）

計画期間（10年間）においては、過年度における修繕が必要な個所における積み残しへの対応を図るとともに、木造棟全体の劣化対策および各種設備の定期点検の結果を受けた劣化等の対策について、安全確保や躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に実施します。

また、電気設備について、平成28年度から進めている照明設備のLED化改修を引き続き計画的に実施します。

図 短期保全計画



4. 計画の更新

施設の現状分析における課題のうち、新たな収蔵庫の整備、リニューアル改修などの実施については、文化財保護などの観点から実施が困難であり、屋根・壁・天井・床などを含む大規模改修を伴うと考えられるため、本計画には反映できていません。

また、不陸対策、大型設備・建具等の整備・更新、給排水設備の整備・更新、などの実施についても、沈下の進行状況を把握する必要があり、かつ、大規模改修の時期と合わせないと施工できないものが多く含まれることから、本計画には反映できておらず、大きな課題として残されています。

これらの整備・改修等については、今後、具体化に向けた検証を進めたうえで、適切な時期に本計画の更新を検討するものとします。

第6章 計画の継続的運用方針等

1. 情報基盤の整備と活用

本計画を推進するにあたり、本施設の状況や設備改修等のデータをデータベースとして蓄積し、継続的に収集・整理し、予防保全の取組みに向けた情報基盤の整備を図ります。

今後の定期点検の実施時期と調整を図りながら劣化状況の進捗を把握し、劣化しやすい箇所等への重点的な点検の実施など、予防保全に向けた取組みとして活用を図ります。

2. 推進体制等の整備

本計画策定後も、本施設の老朽化は進行することによる状況の変化や本施設に求められる機能・水準についても変化することが予想されます。これらの変化に柔軟に対応できるよう全市的なファシリティマネジメントに関する部門と調整しながら保全に向けて調整していきます。

本計画に基づき、長寿命化を確実に実施するため、関係部署との連携をより一層図り、推進体制を充実させていきます。

3. 財源の確保

安全で快適な施設環境を維持するためには、継続的な維持管理や改修が必要となるため、財政支出面で大きな負担となります。今後も、国庫補助事業を最大限に活用し、財政支出の縮減を図ります。

なお、平成30年1月31日付で文化庁から示された「文化財の保存と活用の一層の取組の推進および公立文化施設の適正管理の推進の取組等について（通知）」においては、「地方公共団体において、個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業の地方負担」が対象となり、積極的な活用が望まれています。本市においてもこれらの仕組みを最大限活用し、文化財の保存と活用の一層の取組みに向けて取組みます。

4. フォローアップ

計画の推進に当たっては、Plan（策定）⇒Do（実行）⇒Check（検証）⇒Action（見直し）というPDCAサイクルに基づき、無駄のない高効率の事業推進を目指します。

本計画に基づき、具体的な実施計画を策定し、本施設の整備を実施するとともに、定期的に施設の管理状況を評価することとします。

本計画については、社会情勢の変化等に応じて計画を見直します。

彦根城博物館施設適正管理計画

発行：彦根市教育委員会

編集：彦根城博物館

発行年：2020年（令和2年）3月

住所：彦根市金亀町1番1号

電話：0749-22-6100

FAX：0749-22-6520
